

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 10 月 20 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	4,034円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料 10月支払い分 令和7年9月1日から9月30日分
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 10 月 20 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

年	月	日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き	残高
1	07-07-22	BF		*500	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*2,167,359	6/1~6/30
2	07-07-28	BF		✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3	07-08-04	BF	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
4	07-08-08	BA		✓*57,500	CD	*1,816,593	329
5	07-08-08	BA		✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6	07-08-08	BA		✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7	07-08-16	AF	利息		*1,097	*1,702,690	
8	07-08-20	BF		✓*1,601	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*1,701,089	
9	07-08-21	BA		✓*1,735	CD ｺﾋﾞ-用紙台	*1,699,354	329
10	07-08-21	BA		✓*2,879	CD	*1,696,475	329
11	07-08-21	AA	預金機	20,216,100	*22,462	*1,718,937	329
12	07-09-08	BF		✓*12,540	HC)ﾐﾆﾋﾞｼﾞHBL	*1,706,397	

13	07-09-22	BF		✓*261	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*1,706,136	
14	07-10-06	BA	ｲｼｸﾋﾞ	*10,000	CD	*1,696,136	329
15	07-10-20	BF		*4,034	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*1,692,102	
16	07-11-20	BF		*1,724	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*1,690,378	
17	08-01-07	BA		*394,560	CD	*1,295,818	329
18	08-01-20	BF		*1,424	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*1,294,394	
19	08-01-23	BF		(*432,640	CD	*861,754	334
20	08-01-23	BA		*11,428	CD 山口県土産代	*850,326	334
21	08-02-20	BF		*970	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*849,356	
22	08-02-21	AF	利息		*1,383	*850,739	
23	08-03-05	BA		*198,000	CD	*652,739	
24	08-03-23	BF		*1,724	ﾌｼﾞﾌｨﾙﾑBI	*651,015	

○記号の 用

AA, AI入金

FA, FF入金

CO, LO, SA, HO, CA入金

IT, TO入金

BA, BI入金

○外に支払金額と受取金額の差額が合算される場合は、その差額を赤字で表示します。

○赤字で表示された金額は、その月の支払金額から受取金額を差し引いた金額です。

○赤字で表示された金額は、その月の支払金額から受取金額を差し引いた金額です。

○赤字で表示された金額は、その月の支払金額から受取金額を差し引いた金額です。

○赤字で表示された金額は、その月の支払金額から受取金額を差し引いた金額です。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 11 月 20 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1,724 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料 (11月支払い分) 令和7年10月1日から10月31日
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 11 月 20 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き金額	備考
1 07-07-22	BF	*500	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*2,167,359	6/1~6/30
2 07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3 07-08-04	BF	✓*18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
4 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,816,593	329
5 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7 07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
8 07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,701,089	
9 07-08-21	BA	✓*1,735	CD ｼﾎﾞｰ用紙台	*1,699,354	329
10 07-08-21	BA	✓*2,879	CD	*1,696,475	329
11 07-08-21	AA	預金機 2000円分	*22,462	*1,718,937	329
12 07-08-08	BF	✓*12,540	(HC)ﾐﾆﾁﾌﾞHBL	*1,706,397	

13 07-09-22	BF	✓*261	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,706,136	
14 07-10-06	BA	すしり*10,000	CD	*1,696,136	329
15 07-10-20	BF	*4,034	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,692,102	
16 07-11-20	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,690,378	
17 08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
18 08-01-20	BF	*1,424	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,294,394	
19 08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
20 08-01-23	BA	*11,428	CD ｼｬｰﾌﾟ用紙台	*850,326	334
21 08-02-20	BF	*970	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*849,356	
22 08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
23 08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
24 08-03-23	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*651,015	

○記号の説明

AA, AF 入金

FA, FF 入金

CO, 1, 2, 3, 4 借入金

IF, IO 入金

BA, BI 入金

の記号を支払い項目とする場合は、お預かり金額に、お支払い金額を
 とし、その差額が、お預かり金額に示され、お支払い金額は、
 お預かり金額に示され、お支払い金額は、お預かり金額に示され、
 お預かり金額に示され、お支払い金額は、お預かり金額に示され、
 お預かり金額に示され、お支払い金額は、お預かり金額に示され、
 お預かり金額に示され、お支払い金額は、お預かり金額に示され、

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 7 年 12 月 24 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	① 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	394,560円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	令和7年12月23日(火)から24日(水) 行き先：宇都宮市 農林水産省 人数：議員研修9名参加 旅費：43,840円×9人＝394,560円
購 入 先	東武トップツアーズ株式会社
支 出 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 2 4 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

路 程 ・ 運 賃 明 細 書

R7 共創ふくろい

月 ・ 日	区 間	路程(km) 換算キロ	運 賃	新 幹 線 特急料金	車 賃	日 当	宿 泊 料	参加費	計
12月23日	袋井 ~ 掛川	8.8	(347.6km)			1,500			1,500
	掛川 ~ 東京	229.3	6,050	3,930					9,980
	東京 ~ 宇都宮	109.5		3,040					3,040
	宇都宮市視察								0
	宇都宮(泊)						14,800		14,800
12月24日	宇都宮 ~ 東京	109.5	(347.6km)	3,040					3,040
	農水省視察								0
	東京 ~ 掛川	229.3	6,050	3,930		1,500			11,480
	掛川 ~ 袋井	8.8							0
									0
	計	695.2	12,100	13,940	0	3,000	14,800	0	43,840

×9人
= 394,560

(様式2)

確認	会派代表者	経理責任者	供覧	議長	副議長	局長	参事	局次長	係
									

調査研究・研修計画書

令和7年11月21日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい

氏名 高木 清隆

調査研修 参加者氏名	村松 孝師 森岡 弘記 夏目 幸彦 太田 裕介 鈴木 賢和 村井 勝彦 佐野 武次 山田 貴子 高木 清隆 《 計9名 》
出発・帰着	令和7年12月23日(火) ~ 令和7年12月24日(水) 《 1泊2日 》
調査研究 研修先	令和7年12月23日(火) 14:00~15:30 栃木県宇都宮市役所 宇都宮市旭1-1-5 Tel028-632-2604 公益社団法人 宇都宮農業公社 「農地の流動化で、農業の活性化を」に向けた取り組みについて 令和7年12月24日(水) 10:30~12:00 牧野たかお事務所 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館812号 Tel 03-6550-0812 農林水産省 「食料システム法」について
概算費用	旅費 43,840 円×9人=394,560 円

※ 視察行程表を添付してください。

(様 式 2)

調査研究・研修の目的及び市政との関連性

(調査研究先・研修先ごとにそれぞれ記入)

公益社団法人 宇都宮農業公社

「農地の流動化で農業の活性化」への取り組み

最近の農業を取り巻く環境は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、燃料や肥料など生産資材の価格が急騰し、農業の経営環境が非常に厳しい状況にあります。

本市においても、農業の経営環境が厳しさを増す中、所得減少や高齢化などにより離農者が増加し、農地の借り手が見つからないなど、地域農業の持続的な発展が危ぶまれる状況が続いています。

宇都宮市農業公社では、地域の農業を活性化し、農地を守り、農業を支える人材を確保することを目指して、農地集積事業、新規就農者支援、農業経営発展支援に取り組まれている。その中で、本市にはない、農地の利用調整にも取り組まれていることから、地域農業の活性化に資する取り組みをご教示いただき、本市の農業振興に向けた一助としたい。

農林水産省

「食料システム法」について

令和7年6月11日、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律が成立し、同月18日に公布され、2026年4月に全面施行される予定です。

これにより、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(食料システム法)に基づき、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立することから、推進に向けた国の施策について、ご教示いただき、既存の生産・流通体制の見直しの一助としたい。

(様式 3)

	会派代表者	経理責任者
確認		

	議長	副議長	局長	参事 次長	局次長 係長	係
供覧						

調査研究・研修報告書

令和8年1月23日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
会派長 高木 清隆

参加議員名	村松 孝師 森岡 弘記 夏目 幸彦 太田 裕介 鈴木 賢和 村井 勝彦 佐野 武次 山田 貴子 高木 清隆 《計9名》
期間	令和7年12月23日(火) ~ 令和7年12月24日(水) 《 一泊二日 》
調査研究 研修先	令和7年12月23日(火) 14:00~15:30 栃木県宇都宮市役所 宇都宮市旭1-1-5 TEL028-632-2604 公益社団法人 宇都宮農業公社 「農地の流動化で、農業の活性化を」に向けた取り組みについて 宇都宮市議会 副議長 黒子 英明 氏 議会事務局 主任書記 中村 俊介 氏 令和7年12月24(水) 10:00~11:30 牧野たかお事務所 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館812号 TEL 03-6550-0812 農林水産省 「食料システム法」について 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 調査官 菊池 茂史 氏 // 適正取引指導班 山越 愛梨 氏 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 課長補佐 伊藤 直樹 氏 みどりの食料システム戦略グループ 吉村 萌恵 氏
考察特記事項	

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 12 月 23 日 ～ 令和 7 年 12 月 24 日	報告者 氏 名	村松孝師
調査研究・研修結果及び所見			
宇都宮市の農業について 宇都宮は栃木県のほぼ中央、東京から北に約 100Km の距離に位置する北関東の中核拠点になる。 宇都宮といえば、餃子・ジャズ・スポーツ・日本遺産大谷石文化 農業の概要 気温年間平均 16.1 度、日照年間 2099 時間 (2024 気象データ) 基幹的農業従事者：4342 人 (2020 データ) 認定農業者：756 人 (R7.4.1 現在) 新規就農者：年間 20 人程度 生産部会数 (JA うつのみや)：44 組織 トマト・梨・いちご・米・グリーンアスパラガス・にらなど ※公社設立の背景について 鬼怒川水系を中心とする豊かな水と肥沃で広大な農地を活用して、土地利用型農業をはじめ、園芸・果樹など良質な農産物が幅広く生産されている。しかしながら、規模拡大の立ち遅れや後継者不足などにより、生産力の維持・向上が危ぶまれていることから、担い手育成を基本とした土地基盤整備や農地の流動化による経営規模の拡大が必要となっている。このことから、今まで、農地の流動化の推進体制が市・農業委員会・JA が独自に行っていたものを市と JA が共同出資して、業務を一元化した農業公社を設立し、農地流動化の強力な推進を図ることとした。 ・基本財源 5,000 万 (市 3,000 万、JA2,000 万) ※農業振興施策との連携について ①農地流動化の推進 (農地集積事業)			

農地所有者が安心して農地を貸すことができ、認定農業者など担い手に農地が集積され、効率的かつ安定的な農業経営につながるよう、農地中間管理事業や農地売買の斡旋など、農地集積事業を推進する。

②営農集団育成事業

地域農業の核となる営農集団の活動を支援するため、集落営農体制の構築やその組織強化に向け、営農集団連絡協議会等が実施する研修事業等を支援する。

③農業担い手育成確保事業

地域農業を担う多様な担い手育成・確保するため、就農支援 PR 活動や「新規就農相談会 & 見学会」「認定就農研修制度 in 先進農家」など、農業担い手育成確保事業を実施する。

※農地集積円滑化事業への成果と課題

○農地中間管理事業：農地の賃借は、所有者と耕作者間で話がまとまった案件を公社が契約するケースが大半。契約期間は国が原則 10 年とする中、栃木県では 5 年や 3 年も選択可能。手続きの煩雑さが課題となっている。

○後継者不在農家とのマッチング：市の HP や、地図上で貸出希望農地を公表する「農地情報マップ」R6～によりマッチングを促進。

開始から 65 筆約 1.4ha のマッチングが成立。

○未相続農地への対応：相続財産管理人をたてることで、農地中間管理事業の契約を可能にし、農地の荒廃を防いでいる。

○遊休農地：現在は 85.9ha

※新規就農支援事業について

募集：東京の新農業人フェア等に積極的に出展し、市の農業を PR

研修制度：先進農家のもとで 1 年以上の技術研修を実施。

：研修受け入れ農家（農業マイスター）には県から謝金
（年間 28 万円）が支払われる。

資金支援：営農設備投資に上限 100 万円、生活資金に上限 120 万円

：機械等に対し上限 300 万円の市の単独支援もあり、国・県の制度と合わせ活用

定着支援：市、県、JA、公社等で構成されるサポートチームが就農後も継続的に支援。

：新規就農者と先進農家が交流する「新規就農者のつどい」や研修修了式を開催し、人脈形成や意識向上を後押ししている。

※将来における中核的な農業者を育成する取組

○法人化を促す取り組み

地域会合において集落営農の法人化に向けた周知を行うほか、法人化に向けた会議にかかる費用や組織設立に係る費用の補助を行っている。

○経営改善支援に向けた意見聴取への取組

地域会合、新規就農者の就農状況確認等で訪問時や認定農業者の申請・更新等に係る改善計画作成支援を行う際に意見を聴取している

○生産性の高い経営集団推進に向けた取組

稼げる農業の実現に向け、経営管理やマーケティング、組織づくりなど、経営者としての能力強化を図る講座及び経営コンサルタントによる経営相談を一体的に実施する「経営力向上セミナー」を実施している。

※農業委員会における、農地利用最適化への取組

宇都宮市の農地利用最適化（農地集約、遊休農地解消、新規参入促進）の取組は全国的にも高く評価されている。その成功の最大の要因は、事務局主導ではなく各地域の農業委員・推進委員の主体的な活動にある。

農地集約：地権者との信頼関係を活かし、企業参入のために集約

新規参入促進：研修生の受け入れ、育成をしている

地域貢献：農業親子体験等のイベントを企画・開催し次世代への農業の魅力を発信

所見

宇都宮市の農業は稼ぐことができる、支援・指導体制が整っている、耕作面積が広い、多様な作物を栽培しているなど、様々な要素があり新規就農者が毎年20名程度いると感じました。イチゴの新規就農者が多いとのことでしたが1つのベース収入を確保するにはビニール栽培でのイチゴが育てやすく安定できます。生産者同士の話し合いでの聞き取りからの生産指導などサポート体制が整って相談しやすい事が安心して続けられ離農者が少な

い点でもあると感じました。企業が参入する際も農業委員が先頭になり農地集約をしたりと農業公社が主だってやるのではなく地域の人たちで交流を深め合い、進めているところに宇都宮市の農業基盤があると感じました。

袋井市でも農業委員の活躍は大いに貢献なさっていることと思います。袋井といえばメロンと思っていますが新規就農者は少ないです。全国にアピールしなければいけません。工芸品のように一つ一つ丁寧に管理生産し、熟練の技のように水撒きをするので手間暇がかかります。技術をデータ管理できるようになって生産が可能であれば、新規就農者へのアピールとなるのではないのでしょうか。

食料システム法について

近年の農業生産資材や食品原材料の価格高騰を背景に、持続可能な食料供給体制を構築することを目的とする。2021年頃からの新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻を背景に、農業生産資材や食品原材料の価格が急騰したため、食料産業全体が持続可能な供給体制へ移行する必要があるという問題意識から、食料システム法が構築された。この法律は、2024年に25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」の改定内容を踏まえている。食料システム法は、正式名称を「食料等の持続的な供給の確保のための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」という。

この法律は、以下の2つの主要な柱で構成されている。

1. 食品等の取引の適正化：合理的な費用を考慮した価格形成を促進する。
2. 食品等事業者による事業活動の促進：事業者が行う持続可能な食料供給に資する取り組みを国が認定し、支援する。

取引の適正化と合理的な価格形成

◎全ての飲食料品等の取引において、2025年4月以降、2つの努力義務が課される。

協議の努力義務：売り手から「持続的な供給に要する費用」を考慮してほしい旨の申し出があった場合、買い手は誠実に協議に応じなければならない。

・農業生産者から原材料価格の見直し協議の申し出があった場合、食品加工業者は誠実に対応する必要がある。

- ・この努力義務は、農業者と食品加工業者間だけでなく、卸、小売、外食など、全ての飲食料品の取引に適用される。

- ・最終的な協議結果を縛るものではなく、あくまでも誠実な協議プロセスを促すことを目的としている。

- ・サプライチェーンのどこかでコスト割れが起きている状況を是正し、全体の持続可能性を高めることが狙いである。

- ・検討・協力の努力義務：

商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取り組みの提案があった場合、相手方はその提案を検討し、協力するよう努めなければならない

コスト指標の導入と活用

- ・農林水産省が特定の品目を指定し、そのコスト構造を示す「コスト指標」を作成・公表する。

○指定候補品目：米、野菜、飲用牛乳、豆腐、納豆が第一弾の候補として検討されている。これらの品目は、消費者の値頃感が定着し、コストが価格に反映されにくい傾向

○コスト指標の作成：

- ・基準年のコストを生産費統計やアンケート調査を用いて積み上げ、kgあたりのコストを算出。

- ・毎月勤労統計などの最新の数値を用いて、物価変動を反映した直近のコスト指標に補正する。これにより、物価が上昇すれば指標の数値も高くなる。

○活用目的：

- ・事業者間の価格交渉において、妥当な価格を判断するための参考資料として使用する。

- ・消費者に対し、商品の背景にあるコスト構造への理解を促し、価格転嫁への理解を得るために活用する。

- ・事業者は、この指標や統計データ、自社データなどを活用し、必要な利潤を上乗せして価格交渉を行うことが期待される。

○コスト指標作成団体の役割と認定：

- ・品目が指定されると、コスト指標を作成する民間の団体を「コスト指標作成団体」として国が認定する。

- ・認定要件として、生産から販売までの各段階を代表する事業者を参画させ、関係者の合意形成のもとでコスト指標を作成できる体制が求められる。

○各品目の設立状況

- ・米：米穀安定供給確保支援機構（米国機構）が団体となる方向で調整中。
- ・野菜、飲用牛乳、豆腐、納豆：関係者が集まり、新規団体を立ち上げる方向で準備中。
- ・作成されたコスト指標は、利用者が地域の実情に合わせてカスタマイズ（補正）できるよう、算出根拠や考え方が明記される。

※監視体制と消費者理解の醸成

○監視体制：

- ・フードGメンの設置：2023年10月から各農政局に専門スタッフ「フードGメン」が配置された。不適切な取引に関する情報受付や調査を行い、指導・助言・勧告などを行う。
- ・食品等取引実態調査：食料システム法に基づき、価格交渉の実態や価格転嫁の状況などを毎年調査する。
- ・判断基準：協議の申し出に対し、速やかに応じること。コスト指標などの公表資料を尊重すること。取引条件を一方的に決定しないこと。協議の申し出を理由に、取引停止などの不利益な取り扱いを行わないこと。

取り組みが不十分な事業者には、指導・助言、勧告、事業者名の公表などが行われる。

※食品産業の発展に向けた計画認定制度

- ・持続可能な食料供給に資する食品事業者（製造、卸売、小売、外食など）の幅広い取り組みを後押しするための計画認定制度。
- ・重点的に取り組むべき事項として、農林漁業との連携強化、流通の効率化、環境負荷の低減など11項目が定められている。
- ・認定の対象となる4つの事業活動区分：

1, 安定取引関係確立事業活動：国産原材料への切り替え、農業者への出資など。

2, 流通合理化事業活動: 物流の効率化、コスト削減、省人化など。

3, 環境負荷低減事業活動: 温室効果ガスの削減、食品ロスの削減、未利用資源の活用

4, 消費者選択支援事業活動: 環境や人権に配慮した製法など、商品の付加価値を消費者に直接発信する取り組み。

○認定事業者が受けられる支援策:

- ・金融支援: 日本政策金融公庫による長期低利融資、債務保証制度など。

- ・税制特例: 中小企業経営強化税制やカーボンニュートラル投資促進税制など。設備投資に対する即時償却や最大 10%の税額控除が受けられる。

- ・その他の支援: 農研機構が保有する研究設備の利用、農林水産省の補助事業での優先採択など。

連携支援事業 (コンソーシアム支援)

- ・地方自治体、地域の金融機関、食品関連団体などがチーム (コンソーシアム) を組んで地域の食品事業者を支援する計画も認定対象となる。

支援内容:

○地域型食品と連携促進事業: コンソーシアムの設置・運営、試作品開発、販路開拓の経費を補助。市町村レベルのコンソーシアムも対象となる。

○全国プラットフォームによる活動支援: 専門家を派遣し、コンソーシアム設立やビジネスプラン策定を支援。地域外の事業者とのマッチング機会も提供する。

所見

持続可能な農業経営の確立が目的ですが、農業に関しては遅すぎたのではと感じました。

策定される指標は全国一律モデルであり、産地ごとの生産条件の違いを反映できないため、価格交渉の現場で実用性に乏しい可能性があります。実情に合わせて補正できるよう、算出根拠や補正方法を明示する必要があります。価格交渉が特に難しいのではと感じます。

良いところは、稼げる農業にするには必要な政策だと感じています。農業の法人化が進んでいる中で流通体制を整えることは素晴らしく、未来に繋がります。

しかし、袋井市独自で流通体制を整えるのか、西部地区・静岡県で整えるのか国が統一するのかやはり産地ごと生産条件が違う事がネックになるのではと思います。誰かが先導して進めていくのか、農業委員と市とで進めていくのか課題はあると思います。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 1 2 月 2 3 日 ～ 令和 7 年 1 2 月 2 4 日	報告者 氏 名	森岡 弘記
-------------	---	------------	-------

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

令和 7 年 1 2 月 2 3 日 (火) 14:00～15:30

公益社団法人 宇都宮農業公社

「農地の流動化で、農業の活性化を」に向けた取り組みについて

宇都宮市の取組に対して本市と比較するには、本市の実態を正しく知らなければ一概に優劣はつけられませんが、しかしながら宇都宮市の就農に向けた支援策は大変判りやすく手厚いものと感じました。とりわけA3様式の「宇都宮市独自の支援策」は大変判りやすく、特に新規就農者が「自らの現在における立ち位置」が一目でわかり、次の課題が何かを明確に掴むことができ、さらには問題や疑問が生じた場合における相談先がステップ毎に明示されているため、不安の抑制によりプラスのメンタリティが働く要素もあり、本市としても是非真似をしたいところであると感じました。

また、宇都宮市やJAと連携しながら取り組んでいる①農地流動化の推進(農業集積事業)②営農集団育成事業③農業担い手育成確保事業の取組は本市においても大変参考となり、本市においては個人農家をしっかりと守るのを平行して、農地の流動化も進めながら企業誘致も含めた大規模な法人農業の確立に向けて、根拠に基づいた目標数値を定めて実行していく必要性を強く感じました。

今回の研修をきっかけに「農業委員会」の重要性ならびに本市の農業発展において必要不可欠な組織であることを学ぶとともに、今後におきましては私自身も農業委員会の活動内容等を勉強して、本市の農業を持続性且つ発展性のあるものへとしてまいります。

令和 7 年 12 月 24 日(水)10:00~11:30

農林水産省

「食料システム法」について

今回の研修にて食料システム法がなぜ制定されたのか、その背景と必要性を理解した上で改めてその内容を末端生産者の立場にて考えてみました。

その中で気がかりなポイントとして「コスト指標」による原価管理を実際には、どこまでその内容を生産者側は求められ、また更新をどのタイミングで必要となるのか（毎年更新は避けたいところ）、自らの中小企業を経営する経験から生産者が守られる法律とは言え、逆に心配する点もいくつか考えられます。

原価管理等を専門とする部署を兼ね備えている規模の企業であれば問題は無いが、小規模事業者および中小企業、さらには個人農家では継続的な管理を実施し続けるのは難しいと考えます。

原価管理の必要性は適正な価格にて取引を成立させるうえで重要な要素であることは言うまでもありません。しかしながら実際の交渉の場においては、立場の優劣、また企業規模による分析能力の差が必ず顕著に表れ、規模の小さい企業が大企業と「対等」に渡り合うことは非常に困難であります。

今回の法律においても、質疑応答の場にて意見をしましたが、原価管理の部分以上に「利益」としてみている部分がグレーゾーンとなって問われ、結果として利益は触れないと言いつつも実際の交渉の場では丸裸にされて、ややもすると交渉前より厳しい現実を突きつけられるケースもあり、実際にその交渉の実態や効果の検証をこれから注意深く見守る必要があると感じました。また小さな規模の企業体では本法律に対応することが難しいと考えられ、その支援体制が今後問われると考えます。

今回 2 日間で学ばせていただいたことも含め次の一般質問において活かしてまいります。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 1 2 月 2 3 日 ～ 令和 7 年 1 2 月 2 4 日	報告者 氏 名	夏目 幸彦
-------------	---	------------	-------

調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)

1. 宇都宮市の農業

【研修内容】

(1) 農業王国うつのみや

○豊かな水・肥沃で広大な農地・長い日照時間といった恵まれた環境のもと、市内各地域の特色を活かしてお米を中心にトマト、ニラ、グリーンアスパラなどの野菜やいちごや梨といった果物、和牛等が行われている。

○基幹的農業従事者数は 4,342 人 (2020 年農業センサス) 任手農業者 756 人 (R7.4.1)、新規就農者年間 20 人 (離農者は 100 人 2020 年農業センサス)

(2) 公社設立

○一方で規模拡大の立ち遅れや後継者不足などの問題もあり、市と J A が共同出資して業務を一元化した「宇都宮農業公社」を平成 8 年に設立し、農地流動化の推進強化を図った。平成 24 年には公益社団法人へ移行、基本財産は 5,000 万円。

○公社①農地流動化の推進 (農地集積事業)、②営農集団育成事業③農業担い手育成確保事業の 3 つを主な業務としている。新規就農者は R2～R6 年の 5 年間で 105 人。対して離農者は 1 人のみと取組み成果が数字となって表れている。

○新規就農支援については、新規就農希望者が対し、①技術の習得②農地確保③資金の確保の各ステージで切れ目のなくサポートし、国・県の制度に加えて経営開始資金として最長 3 年間 150 万円／年の支援を行っている。

○将来における中核的な農業者を育成する取組み

① 法人化促進：周知活動をはじめ、法人化に向けた会議にかかる費用・組織設立にかかる費用の補助、検討段階での専門家派遣費用の補助を実施

② 経営改善支援：地域会合・新規就農者への訪問、認定農業者の申請・更新等の機会をとらえて意見聴取

③ 生産性の高い経営集団推進：経営管理やマーケティング、組織づくりなど「経営者」としての能力向上を目指した取組みを実施

○補助金以外の取組みとして新規就農者の集い・意見交換会などの機会を設けた

り、県・J A・市町が組織するネットワーク会議で情報共有を図っている。

○公社の助成制度

- ① 農業インターンシップ 20 日程度／年、費用無料
- ② 認定就農研修制度in先進農家 1 年以上かつ1 2 0 0 時間 就農助成金あり
- ③ 園芸作物等を栽培するパイプハウスの設置費用や作業機械の導入費用の一部を補助する制度 新規就農者には事業費の 1/2 以内、最大 300 万円
- ④ 新規就農者生活資金貸付金
- ⑤ 担い手育成金 1 2 0 万円

【所見】

- 市・J A・農業委員会夫々の動きを一体化して公社として農業振興を図ることは責任の所在の明確や事業の効率化・迅速化につながっていると感じられた。
- 宇都宮市でも農業を取り巻く環境は厳しさを増しているため、離農者が増加傾向にあるそうです。要因として世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格や燃料・肥料といった生産資材の急騰による農業環境の厳しさ、そして農業従事者の高齢化や後継者不足があるとの分析でした。これは袋井市も同様であり、日本共通のものです。考え方を変えればピンチをチャンスに変える施策、厳しい要因・環境を逆手に取ることができれば農業の再生につながるものと思われます。今後、この点を研究していきたいと考えます。
- 農業集積は私有財産であること、想いや感情があることから集積集約というものの現実として簡単なことではありません。視察した限り、宇都宮の農産物は袋井市のお茶・メロンと比較して集約集積がやりやすいのではないかと感じました。茶業において集約集積は難しいかもしれませんが、生産者が減少する中で乗用茶刈機を使用できれば（使用しやすくすれば）生産性の向上・大規模化が一層図れると思います。
- 宇都宮市・農業公社による技術の習得から農地確保・設備投資・生活資金の確保、さらには担い手育成金と就農から地域のリーダーとして確約を期待するというまで、テイクオフから巡行。更にもう一段上のレベルまで支援が充実していると感じました。特に担い手育成金は特筆と考えます。
- 宇都宮市の農業委員会では農地利用最適化の取組みとして農地集積・遊休農地の解消・新規参入の促進を積極的に行っている。また女性の農業委員もいらっしゃるようです。私自身、公表されている袋井市農業委員会の議事録は閲覧しているが、実態をお聞きしたりしつつ農業委員会に関する知識を深める必要があると感じました。

2. 食料システム法について

- 農業・食料関連産業の国内生産額は105.8兆円、全経済活動の国内生産額の約9%（2023年、全経済活動1,160兆円）農林漁業まで含めると124.7兆円（10.8%）
- 国産農林水産物の仕向け先の約2/3が食品産業、食品産業の就業者数は833万人、全産業の就業者数の約12%（2024年）。9道県の製品出荷額で食料がトップとなっているように食品産業は地域経済を牽引する重要な産業である。
- 日本では長期デフレ下で消費者物価指数は低位に位置指定たふぁ、2014年以降上昇傾向に転じ、2020年以降急騰している。農業生産資材の価格は2022年に急上昇。農産物の価格は2023年後半以降上昇。ただし品目によって程度や時期は差がある。
- こうした状況を踏まえ合理的な費用を考慮した価格形成の実現と食品の付加価値向上等の取組みを促進し、消費者の理解を得ながら、食糧の持続的な供給を実現する検討がなされ、食料システム法が改正・施行された。
- 米・野菜・飲用牛乳・豆腐・納豆が指定飲食料品に指定されコスト指標作成の検討が進められた。
- 飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保では、本省2名、地方農政局等16名をはいちし、計18名体制によるフードGメンを発足。情報収集を行い、必要に応じて立入検査等を入れながら助言・指導・勧告（勧告に従わない場合公表）・公正取引委員会への通知という措置を令和8年4月1日からできるようになる。
- 基本方針・省令の交付され、今後コスト指標作成団体の申請受付を経て令和8年4月1日施行
- 食品産業の発展に向けた計画認定制度について

○対象となる事業活動

- 安定取引関係確立事業活動：農林漁業者との安定的な取引
- 流通合理化事業活動：経費削減・価値の向上・新たな需要開拓
- 環境負荷低減事業活動：環境負荷低減・資源の有効利用
- 消費者選択支援事業活動：消費者への情報伝達

【所見】

- 法の内容について説明を聞いただけでは、残念ながら理解が追いつかず研究を継続します。
- コスト指標が作成されることは望ましいが、特に農産物の生産に関しては設定されたコストと実勢がマッチングするのか疑問が残ります。（1年前の指標を利用）
- 食料システムは大規模化を促進するものであり、日本の農業従事者の中心が小規模事

業者である現状を反映したものになるのか疑問、また、宇都宮市の視察でも報告されたが、集約集積が国の目標に届いていない現状で、このコスト指標に左右された場合小規模事業者の離農が進み、集約集積がスムーズにいかないのではないかという疑念を感じた。

- 利潤やブランド力およびマージンはコストに含めないようである。グレーゾーンとなってしまう。（当然といわば当然であるが）
- 計画認定制度については袋井市内においても認定されるような事業が可能だと思われる。まずは制度の利用に関して当局の考え方を確認し、広く制度の周知を求めています。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 12 月 23 日	参加者 議員名	太田裕介
	令和 7 年 12 月 24 日		

調査研究・研修結果及び所見

12 月 23 日宇都宮農業公社

【結果】

宇都宮市農業公社は、農地集積と担い手確保を行政施策の延長ではなく「現場実務」として担う組織であり、農地中間管理事業を活用しながら、農地所有者と担い手の間に立った調整を行っていました。個人間では合意形成が難しい農地の貸借について、公社が公的立場で関与することで信頼性を確保し、分散した農地を一定規模で集約する仕組みが機能していました。また、新規就農者に対しては、研修・農地確保・経営相談を段階的に支援し、就農後も継続的に関わることで定着率の向上を図っている点が特徴的でした。

【所見】

印象的だったのは、「制度を整える」ことよりも、「制度を使い切る」体制づくりに重点が置かれている点です。農地や人材の問題は、書類上の制度だけでは解決せず、調整や合意形成に多くの労力を要します。宇都宮市では、その役割を農業公社が一手に引き受けており、結果として農地集積や担い手育成が実効性を持って進められていました。袋井市においても、農地の分散化や担い手不足は深刻であり、既存制度の活用状況を検証するとともに、現場調整を担う中間的機能をどう確保するかが、今後の地域農業の持続性を左右すると考えます。

12 月 24 日農水省「食料システム法」について

【結果】

食料システム法は、生産資材価格の高騰や国際情勢の変化により、農業・食品産業全体の経営環境が不安定化する中で、食料の生産から消費までを一体として捉え、持続可能な供給体制を構築することを目的としています。価格を国が決定する制度ではなく、合理的なコストを踏まえた価格協議が適切に行われる環境整備に重点が置かれており、コ

スト指標の活用や取引慣行の見直しを通じて、関係者間の対話を促す仕組みとされています。

【所見】

本法は、生産者の努力だけに依存してきた価格形成のあり方を見直し、コストを社会全体で共有しようとする点で意義があります。一方で、クラウンメロンのように高付加価値でブランド力が価格を左右する農産物については、標準的なコスト指標が店頭でのブランディングや市場評価とどのように調和するのか、なお懸念が残ります。適正価格の議論が、画一的なコスト論に矮小化されないよう、制度運用には柔軟性が不可欠です。袋井市としても、制度の趣旨を丁寧に周知すると同時に、地域特性や高付加価値農産物の実情を国に伝え、制度改善につなげていく役割が求められると考えます。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 7 年 12 月 23 日 ～ 令和 7 年 12 月 24 日	報告者 氏 名	鈴木賢和
-------------	---	------------	------

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

宇都宮市農業公社等 視察報告書

本会派(共創ふくろい)は、宇都宮市における農業施策、とりわけ宇都宮市農業公社を中心とした農地集積および担い手確保の取り組みについて、令和7年12月23日(火)に宇都宮市役所を訪問し、担当者から概要および具体的な取組内容について説明を受けました。

宇都宮市は栃木県中央部に位置し、人口約50万人、面積は袋井市のおよそ4倍を有する中核市です。大谷石地下空間、温泉・自然、餃子やジャズといった文化資源に加え、ジャパンカップ(自転車競技)やBリーグ、サッカー、3×3バスケットボールなどのプロスポーツを活用した都市ブランディングを進めています。一方で、JR宇都宮駅東側再開発事業は、当初約400億円規模から物価高騰等により約700億円規模へと拡大しており、財政運営の面では大きな課題を抱えています。

農業分野においても、人材不足や高齢化、機械化投資に伴う負担増が課題であるとの認識が示されました。

2. 視察目的

袋井市においても、農地の分散化や遊休化、担い手不足が進行しています。こうした中で、宇都宮市が農業委員会、農業公社、行政の連携により「農地の集積・集約」と「担い手確保」を進めている点に着目し、その実務の仕組みや効果を学ぶことを目的として本視察を行いました。

3. 宇都宮市農業の基礎データ

宇都宮市は年平均気温約16.1℃、年間日照時間約2,900時間と農業に適した気候条件を有し、平野部に広がる農地と水資源が大きな強みとなっています。

認定農業者数は約750人、新規就農者は年間約20人で、主な農産物はトマト(県内1位)、梨(全国上位)、いちご(栃木県は全国1位)のほか、アスパラガス、ニラなど多様な品目が生産

されています。

4. 農業公社設立の背景と主な役割

農業公社設立の背景には、後継者不足、農地の細分化、遊休農地の増加といった課題があり、個人間の貸借だけでは農地集約が進みにくい現状がありました。

宇都宮市農業公社は、農業を取り巻く課題に対し、行政施策を現場で具体化する実務組織として機能しており、主に次の三点を柱に取り組みを進めています。

まず、農地中間管理事業を活用した農地流動化の推進についてです。

農地の貸し借りは、権利関係や将来不安への懸念から、個人間では合意形成が難しいケースが少なくありません。そこで農業公社が農地中間管理事業を活用し、公的機関として農地所有者と担い手の間に入り、条件整理や契約手続きを担っています。公社が関与することで、所有者は安心して農地を貸し出すことができ、担い手側も分散した農地を一定規模で確保しやすくなります。この仕組みにより、農地の遊休化防止と営農効率の向上を同時に図っています。

次に、集落営農組織の立ち上げや法人化支援についてです。

個々の農家だけでは労力や経営面で限界がある地域においては、集落単位で農地や作業を共同化する集落営農が有効な手段となります。農業公社は、集落での話し合いの場づくりから関与し、組織設立に向けた合意形成の支援や、法人化を見据えた経営形態の整理、専門家の派遣などを行っています。法人化により、雇用や設備投資が行いやすくなり、将来的な担い手確保にもつながる点が重視されています。

最後に、担い手育成および新規就農者支援についてです。

農業公社は、農業に関心を持つ人材の掘り起こしから、就農後の定着までを一貫して支援しています。就農希望者には、農業体験やインターンシップ、長期研修を通じて段階的に技術と知識を身に付けてもらい、就農時には農地の確保や初期投資への支援を行います。さらに、就農後も定期的な面談や経営相談を続けることで、早期離農を防ぎ、安定した営農につなげています。

これら三つの取り組みに共通しているのは、制度を「用意する」だけでなく、農業公社が現場に入り込み、農地・人・経営を一体で支えている点です。

この実務を担う中間組織の存在が、宇都宮市の農地集積や担い手確保を現実の成果につなげている大きな要因であると考えられます。

4-2. 農地集積円滑化事業(農地中間管理事業)の取り組み成果と課題

宇都宮市では、農地の集積・集約を進めるため、農地中間管理事業(いわゆる農地集積円滑化事業)を中核的な施策として位置付け、農業公社が実務を担う形で運用しています。

取り組みの成果として、公的機関である農業公社が農地賃借の調整役となることで、農地所有者の心理的負担が軽減され、「個人には貸しづらいが、公社を通すのであれば貸してもよい」という意向を引き出せている点が挙げられました。その結果、分散していた農地を一定規模で担い手に集積できる事例が増え、作業効率の向上や経営の安定化につながっているとの説明がありました。

また、契約期間については原則10年としつつ、地域の実情に応じて3年や5年といった柔軟な設定を認めており、制度活用を進める上で効果を上げているとのことでした。

一方で、課題としては、手続きが煩雑で契約成立までに一定の時間を要すること、農地条件や所有者の意向調整に多くの労力を要する点が挙げられました。特に、小規模で条件の異なる農地が多い地域では、制度活用が進みにくい側面もあるとの説明がありました。それでも、公的機関が関与することによる信頼性と確実性の高さから、「個人間賃借よりも結果的に円滑に進む」との評価が示されました。

宇都宮市では、こうした課題を認識した上で、農業公社が現場に寄り添い、丁寧な説明と調整を重ねることにより、農地集積円滑化事業を地域農業維持の基盤として位置付けている点が特徴的でした。

宇都宮市では、農業者の高齢化や後継者不足が進む中で、「一時的な人手確保」ではなく、地域農業を将来にわたり支える中核的農業者の育成を重要課題と位置づけています。その実践主体の一つが宇都宮市農業公社です。

まず特徴的なのは、農地の確保と人材育成を一体で考えている点です。新規就農希望者や若手農業者にとって最大の課題は、「技術」「収入」「農地」の三点ですが、公社は農地中間管理事業を活用し、将来の担い手となる人材に優先的に農地を集積・集約する仕組みを構築しています。これにより、就農初期から一定規模の経営が可能となり、営農の継続性と安定性を高めています。

次に、段階的な育成プロセスが設けられている点です。宇都宮市では、

- ・就農前段階(研修・体験)
- ・就農初期(営農定着期)
- ・経営拡大期

という段階を明確に分け、それぞれの段階に応じた支援を行っています。公社は、研修受入農家や関係機関と連携し、実践的な栽培技術や経営ノウハウの習得を支援するとともに、就農後も継続的に相談対応を行うことで、離農リスクの低減を図っています。

また、個人経営にとどまらない育成視点も特徴です。将来的に地域農業を支える存在として、集落営農組織への参画や、法人経営への移行を見据えた人材育成を進めています。これにより、単独での経営が難しくなった場合でも、地域全体で農業を支える体制づくりにつなげています。

さらに、行政・JA・地域との調整役としての役割も中核的農業者育成に欠かせない要素です。農地の集積や経営規模拡大は、地域住民の理解や合意形成が不可欠であり、公社が中立的立場で調整を担うことで、担い手が地域に受け入れられやすい環境が整えられています。

このように宇都宮市農業公社の取り組みは、

「人を育て、農地を支え、地域に定着させる」

という長期的視点に立ったものであり、将来の中核的農業者を計画的に育成する実践的モデルといえます。

宇都宮市農業公社の特徴は、「お金を渡す支援」よりも、「続けられる仕組みを整える支援」に重きを置いている点にあります。

まず中核となるのが、農地のマッチングと集積の調整機能です。新規就農者にとって最大の障壁は、資金以上に「使える農地に出会えないこと」です。公社は農地中間管理事業を活用し、遊休化の恐れがある農地や貸し出し意向のある農地を把握したうえで、将来の担い手に優先的につなげています。個人では困難な地権者との交渉や契約調整を公社が担うことで、就農者は営農に専念できる環境が整えられています。

次に、実践重視の技術・経営支援です。公社は研修制度や相談体制を通じて、栽培技術だけでなく、作付計画、労働力確保、販路選択といった経営面の助言を行っています。特に就農後の数年間は経営が不安定になりやすいため、定期的なフォローや現地確認を行い、課題の早期発見

と軌道修正を支援しています。これは補助金では代替できない、人的支援の強みといえます。

また、集落営農や法人経営への橋渡しも重要な取り組みです。新規就農者を最初から単独経営に委ねるのではなく、既存の集落営農組織や法人と関わる機会を設け、地域農業の一員として育てていく視点が取られています。これにより、技術継承や作業分担が進み、個人に過度な負担が集中することを防いでいます。

さらに、地域との合意形成を支える調整役としての役割も補助金以外の重要な取り組みです。農地集積や新規就農者の受け入れは、地域住民の理解が不可欠です。公社が中立的立場で説明や調整を行うことで、担い手が地域に溶け込みやすくなり、長期的な定着につながっています。

このように、宇都宮市農業公社は、

資金支援に頼らず、

- ・農地の確保
- ・人と地域をつなぐ調整
- ・就農後も続く伴走型支援

を重ねることで、将来の中核的農業者を育成しています。

5. 主な質疑応答

説明後の意見交換では、主として次の三点について質疑が行われ、これに対する答弁がなされました。

一点目として、農業公社設立による農地集積の効果について質問しました。これに対し、公社が公的機関として農地中間管理事業を活用することで、所有者が安心して農地を貸し出せるようになり、分散していた農地を一定規模で担い手に集積できる事例が増えているとの答弁がありました。

二点目として、新規就農者の定着支援について質問しました。これに対し、就農前の体験や研修に加え、就農後も定期的な面談や経営相談を継続する伴走型支援を行うことで、離農を防ぎ、定着につなげているとの説明がありました。

三点目として、行政・農業委員会・農業公社の役割分担について質問しました。これに対し、行政は制度設計と方向性の提示、農業委員会は地域の農地情報の把握、公社は現場実務を担う

ことで、三者が連携しながら柔軟な対応を可能としているとの答弁がありました。

6 袋井市の現状と今後の取り組みについて

袋井市においても、農業者の高齢化や後継者不足の進行により、農地の分散化や遊休化が徐々に顕在化しています。特に、市内には小規模で不整形な農地が点在する地域が多く、個人間の貸借に委ねるだけでは農地の集積・集約が進みにくい実情があります。その結果、担い手側にとっては作業効率の低下やコスト増につながり、営農意欲の低下を招く要因となっています。

また、新規就農者については、就農前の研修や初期段階での支援は一定程度行われているものの、就農後の経営安定や地域への定着に向けた継続的な支援体制については、必ずしも十分とは言えない状況にあると考えます。特に、農地確保や経営規模の拡大、販路の確立といった課題は、個人の努力だけでは解決が難しい側面があります。

こうした現状を踏まえると、袋井市において農地中間管理事業（農地バンク）が、実際にどの程度活用され、農地集積・集約に結び付いているのかを改めて検証する必要があります。制度自体は存在していても、農地所有者に対する周知が十分でなかったり、相談窓口が分かりにくかったりすれば、利用は進みません。農業委員会、JA、静岡県農業振興公社など関係機関と連携し、市内農地の現況把握や所有者の貸付意向調査を計画的に行うことが重要であると考えます。

今後の取り組みとしては、まず、市として農地集積に関する調整機能を強化し、担い手と農地を結び付ける仕組みをより実効性のあるものとするのが求められます。具体的には、農地中間管理事業の活用事例を分かりやすく示すとともに、農地の貸付を検討する所有者が気軽に相談できる体制づくりが必要です。

あわせて、新規就農者については、就農前から就農後までを切れ目なく支援する視点が重要です。農地の確保、経営計画の見直し、収益確保に向けた助言などを継続的に行うことで、就農後の不安を軽減し、離農防止と定着につなげていくことが期待されます。

宇都宮市の事例が示すように、制度を整えるだけでなく、現場で実務を担い、農業者一人一人に寄り添いながら調整や支援を行う「中間的な支援機能」の存在が、農地集積や担い手育成の

成果を大きく左右します。袋井市においても、既存の組織や人材を生かしつつ、農地・人・経営を一体的に支える仕組みづくりを進めていくことが、持続可能な地域農業の実現に向けて重要であると考えます。

令和7年12月24日(水)午前10時より、参議院議員会館812号室において、農林水産省担当者から「食料システム法」について説明を受けましたので、会派(共創ふくろい)として、その概要および所見について視察報告を行います。

1. 視察の目的

近年、肥料・飼料・燃料など農業生産資材の価格高騰や、国際的なサプライチェーンの混乱が長期化する中で、農業者や食品関連事業者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。こうした状況を背景に、国において「食料システム法」が成立し、2026年4月からの本格施行が予定されています。

本視察は、同法の制定背景、制度の狙い、具体的な運用内容について理解を深めるとともに、今後の地方自治体の施策や議会活動にどのように生かしていくべきかを検討することを目的として実施しました。

2. 食料システム法制定の背景

農林水産省からの説明によれば、本法は、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻等を契機とした原材料費・生産資材費の急激な上昇を大きな背景としています。

一方で、農産物や食品の価格は、消費者の価格抵抗感や従来の商慣行の影響により、十分なコスト転嫁が進まず、生産・加工・流通の各段階で収益悪化やコスト割れが顕在化してきました。

こうした構造的課題に対応するため、令和6年には「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、「持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成」が明記されました。

食料システム法は、この基本法改正の理念を具体的な制度として実装するための法律と位置付けられています。

3. 食料システム法の概要

本法は、食料の生産から消費までを一体の「食料システム」として捉え、その持続可能性を高め

ることを目的としており、主に二つの柱から構成されています。

(1) 合理的な費用を考慮した価格形成(取引の適正化)

すべての飲食料品等の取引を対象に、事業者に対して努力義務が課されます。

具体的には、生産資材費や人件費など、合理的な根拠に基づく価格協議の申し出があった場合には誠実に協議に応じること、また、いわゆる「3分の1ルール」など従来の商慣行について見直し提案があった場合には検討に協力することが求められます。

なお、本法は価格そのものを国が決定・強制する制度ではなく、あくまで協議のプロセスを重視し、当事者間の話し合いが適切に行われる環境を整えることを目的としています。

(2) コスト指標の作成と活用

取引の際に参照できる共通の目安として、国が指定する品目について「コスト指標」を作成する仕組みが導入されます。

初期段階では、米、野菜、牛乳、豚肉が指定品目の候補とされており、各品目について認定された団体が、生産・加工・流通・小売の各段階で必要となる費用を積み上げ、指標として公表します。

このコスト指標は、価格協議の参考資料として活用されるとともに、消費者に対して食品価格の背景を理解してもらうための情報提供にも用いられることが想定されています。

4. 制度の実効性確保

制度が形骸化しないよう、農林水産省には情報提供窓口が設置され、各農政局には専門職員、いわゆる「フードGメン」が配置されます。

努力義務の履行状況が不十分な場合には、指導・助言、勧告、事業者名の公表など、段階的な対応が行われる仕組みが整えられています。

5. 視察を通じた所見

本法は、単なる価格引き上げを目的とするものではなく、これまで見えにくかった「食料を安定的に供給するために必要なコスト」を可視化し、取引関係者および消費者の理解を促す点に大きな特徴があります。

持続可能な食料供給体制を維持するためには、生産者のみならず、加工・流通・小売、さらには消費者を含めた全体での意識共有が不可欠であり、その土台を整える制度であると受け止めました。

6. 袋井市との関係性

袋井市では、水稻、野菜、畜産など多様な農業が営まれている一方で、農業者の高齢化や担い手不足、生産コストの上昇といった課題を抱えています。

市内で生産された農産物は、集出荷、加工、流通、小売を経て市民の食卓に届いており、市内の食料供給は一連の「食料システム」によって支えられています。

特に、生産資材費や燃料費の上昇は、個々の経営努力だけで吸収することが難しく、適正な価格協議が行われなければ、将来的な離農や生産縮小につながるおそれがあります。

食料システム法の趣旨は、こうした状況を改善し、地域農業を持続させるための重要な基盤になると考えられます。

7. 自治体が担う役割

本法は国の法律ですが、その実効性を高めるためには基礎自治体の関与が不可欠です。袋井市において想定される役割として、以下の点が挙げられます。

第一に、制度の周知と理解促進です。農業者や食品関連事業者に対し、説明会や情報提供を通じて制度の趣旨を丁寧に伝えていくことが求められます。

第二に、地域の実情を踏まえた相談・橋渡し機能です。市が中立的な立場で関係者をつなぐことで、価格協議や取引慣行の見直しが進みやすくなります。

第三に、地産地消や学校給食等との連携です。本法の考え方を地域施策と結び付けることで、持続可能な食料循環の形成が期待されます。

第四に、現場の課題を国に伝え、制度改善につなげていく役割です。

8. まとめ

食料システム法は、食料の安定供給を支えるために必要なコストを社会全体で共有し、持続可能な食料システムを構築することを目的とした制度です。

袋井市においても、本法の趣旨を踏まえ、地域農業や食品産業の持続性を確保するための取り

組みを検討していくことが重要であると考えます。

今回の視察で得られた知見を、今後の政策提言や議会での議論にしっかりと生かしていきたい
と思います。

調査研修 期 間	2025年12月23日(火) ～ 2025年12月23日(水)	報告者 氏名	共創ふくろい 村 井 勝 彦
-------------	------------------------------------	-----------	-------------------

調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)

1 「農地の流動化で、農業の活性化を」に向けた取り組み

(1) 研修先: 栃木県宇都宮市役所 公益財団法人 宇都宮農業公社

(2) 研修目的

農業環境が厳しさを増すなか、地域農業を活性化し、農地を守り、農業を支える人材を確保することを目指し、農地集積事業、新規就農者支援、農業経営の発展への支援、併せて農地利用調整に取り組み、地域農業の活性化を推進する取り組みについて、調査研究し、本市の農業振興の参考とする。

ア 農地集積事業

① 農業の概要

- ・ 基幹的農業従事者 : 4,3342人
- ・ 認定農業者 : 756人
- ・ 生産部会数 : 44組織
- ・ 農地面積 : 10,000ha(生産品目: 米・いちご・トマト・梨など)

② 新規就農者支援

- ・ 新規就農者数 : 20人/年(このうち、2割は宇都宮市外からの受入れ)
- ・ 新規就農者の法人化
5~6人程度が法人化している。生産品目は「いちご」が多く6次産業化の実施について研究する法人もあり、関係者において情報共有体制が確立されている。
- ・ 行政の支援
新規就農者が法人化する場合は、「認定新規就農者」に対しては、「資金計画への支援」や農地の契約手続きなどについて支援をしている。

③ 農業経営発展のための支援

- ・ 法人化を促す取り組み
法人化に向けた周知を行うとともに、法人化に向けた会議に係る経費や組織確立に係る経費などについて、補助金を交付している。
- ・ 経営改善に向けて担い手となる農家などを対象として、意見聴取等の取り組みを行っている。
- ・ 「稼げる農業」の実現に向けて「経営向上セミナー」などを開催し、中核的な農業者の育成に取り組んでいる。

④ 農地利用最適化の取り組み

- ・ 農業委員会を中心として、「担い手への農地利用・集積化」、「遊休農地 発生防止」・解消、「新規参入の促進」などに取り組んでいる。
- ・ 集落全体で合意形成を得るため、集落営農組織を構築するプロセスを明確化している。

(4) 結果

ア 農地集積事業については、農地流動化の促進を掲げ、農地所有者が安心して農地を貸し付けることができ、認定農業者などの担い手に農地が集約され、効率的かつ安定的に農業経営に繋がるよう、法律に基づく農地中間管理事業を推進している。

イ 農地集積事業において、相続がなされていない農地である場合については、現状の農地を管理している所有者が承諾し契約をすれば認めている。ただし、相続人全員が承諾することを条件としている。

ウ 新規就農者の支援については、相談窓口の充実、給付金、就農指導などに取り組み、関係者と連携し、新規就農希望者を募り、就農に至るまでのプロセスを構築することで就農を促している。この結果、新規就農者は令和6年度の実績で24人の新規就農者が現在においても営農している状況である。

エ 農地利用調整については、農地等の利用の最適化を図るため、地区推進委員会を中心に新規就農者からの相談があった場合、地域のネットワークを駆使して就農に至るまで支援している。

(様 式 3)

調査研修 期 間	2025年12月23日 (火) ~ 2025年12月24日 (水)	報告者 氏 名	共創ふくろい 村 井 勝 彦
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)			
(5) 所見 ア 宇都宮市は農地集積や新規就農などにおける支援が充実している。本市においては、基幹的農業従事者の減少、新規就農者への対応など、農業経営に関する対応について早期に検討し、農業施策の充実が求められる。 イ 補助金や支援以外の対応に関しても、例えば「農地の状況の見えるか」などをホームページ等に掲載し、農地のマッチングの促進を図る必要がある。 ウ 新規就農者や新規就農の希望者に対して意見交換会等を開催し、農業に対する意見や要等を聴取し、新規就農者や親元就農者などを受け入れていく体制の構築が必要である。。			

調査研修 期 間	2025年12月23日(火) ～ 2025年12月 ²⁴ 23 日(水)	報告者 氏名	共創ふくろい 村 井 勝 彦
-------------	---	-----------	-------------------

調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)

1 「食料システム法」

(1) 研修先: 農林水産省(参議院議員会館会議室)

(2) 研修目的

農業の経営環境が厳しさを増すなか、地域農業を活性化し、農地を守り、農業を支える人材の確保することを目指し、農地の集積事業、新規就農者支援、農業経営発展への支援、併せて農地利用調整に取り組み、地域農業の活性化の推進する取組について、調査研修し、本市の農業振興の参考とする。

(3) 内容

ア 法律の規定による努力事務

- ・ 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して申し出がされた場合、誠実に協議。
- ・ 商習慣の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力。
- ・ 取引業者間で上記の努力義務を通じ「実質的かつ誠実な協議等を促進。
- ・ 農林水産省は食品等取引実態調査を実施する。また、必要に応じて、指導助言又は勧告・公表をする。

イ このような内容を主眼に、生産者と食品事業者との安定的な取引関係を確立などの取組計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援や特例措置を受けることが可能となる。このような支援措置により、事業者の取り組みを後押しし食品産業の持続的な発展を図る。

ウ 認定事業者としての認定により「資金調達の支援」、「税制の優遇」、研究の支援などがメリットとなり、幅広い事業活動が可能となる。

エ 地方公共団体における支援としては、「地域コンソーシアムの設置に向けた情報の提供」、「計画認定に向けた専門家の派遣」、「コンソーシアムの活動推進に向けた専門家の派遣」、「他のコンソーシアムやプラットフォーム構成員との連携」などの援支が見込まれる。

(4) 結果

ア 今回制定された食料システム法については、生産者と食品事業者との連携により、安定的な食糧を供給することを基本としているが、この事業を推進することにより、食料等の安定的な供給はもとより、農産物の6次産業産業化が見込まれる

イ 法律に基づく認定を得るためには、ある程度の生産力等が見込まれることが必要となるのではないかと考えられるため、今後、調査研究を行う必要がある

ウ 一方、地方自治体においては、食料システム法における生産者後食品事業者との連携を円滑にすることが求められていることから、現在の農産物b¥に関してどのような対応が可能であるかについて、調査・研究を行う必要がある

エ この法律においては、「環境負荷低減事業」含まれており、食品ロスの削減、温室効果ガスの削減に向けた取り組みも視野に入れなければならない

(5) 所見

ア 農業生産力の向上や農地集積が求められており、また、農業従事者が減少する中で安定的な食料の供給や産業としての形態をこの法律の制定を契機に検討を進めて行く必要がある。

イ 食料システム法における食品ロスの削減や温室効果ガスの削減については、本市においても重要な課題であることから、法律の趣旨に沿った取り組みに関して調査・研究が必要である。

調査研修 期 間	令和 7 年 12 月 23 日 ～ 令和 7 年 12 月 24 日	報告者 氏名	佐 野 武 次
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)			
12月23日(火) 宇都宮市経済部農業企画課・農業委員会事務局・宇都宮農業公社			
■ 宇都宮市における「農地の流動化で農業の活性化」の取組について			
宇都宮市は、2007年に2町を合併し、現状では人口約52万人を擁し、江戸時代には宇都宮藩の城下町として、鬼怒川水系を中心とする豊富な水を活かし、古くから北関東の要衝の地として栄えてきたまちである。			
今回ののは、公社化により「農地を守り、農業を支える人材の確保で地域農業の活性化」を目指している状況を視察した。この背景は、規模拡大の立ち遅れや後継者不足などにより、生産力の維持・向上が危ぶまれていたことから、担い手育成を基本とした土地基盤整備や「農地の流動化による規模拡大」や「農集団育成事業」をはじめ、「農業担い手育成確保事業」を主体として推進するため、これまでの推進体制が、市・農業委員会・JAで独自に行っていたものを、市とJAが共同出資し業務を一元化し、令和8年(平成24年4月公益財団法人に移行)に「宇都宮市農業公社」を設立し、農地集積円滑化事業を強力に推進することとした。この結果、令和6年度の実績では、1,012件630haとなったが、概ね毎年平均的にこの実績に近い成果を挙げている。また、新規就農者の支援に関しても、技術の習得・農地の確保・資金の確保をはじめ、国・県の補助事業や市単独の補助も実施するなど、就農に向け切れ目のない充実した支援体制がとられていた。			
さらに、将来における中核的農業者を育成する取組として、①集落営農の法人化を促す取組。②経営改善に向けた担い手農家の意見聴取。③担い手農家の生産性の高い経営集団の推進に向けた取組を掲げ、さらに充実した事業体となるよう努めている所であった。			
【所見】			
以前、視察させていただいた鹿沼市の農業公社では、生産体制の強化・充実を主体として取り組んでいたが、宇都宮農業公社は、農家を様々な角度からサポートし、強い農業経営体系の確立を目指していると感じた。また、こうした活動の中心となっている方は、地域で絶大な信頼を受けている農業委員の方であったことに驚いた。こうした方を中心に地域農業の在り方を皆さんで検討することによって、それぞれの集落における営農体系の確立や、大切な地域づくりにも大いに貢献していると感じた。			
翻って本市の状況を見てみると、以前は、親から受け継いだ土地は守っていく事が当たり前であったが、現在では、負の遺産的な考えが主流となっており、直ぐにでも手放したいと考える方が多いが、そうした方を単に批判するのではなく、細かな情報や手段を提供することが不足していると思う。そうした面で、今一度、市並びにJAで協議する場を設け、今後の本市の農業の在り方を検討する必要があると考える。			

1 2 月 2 4 日 (水)

農林水産省 新事業・食品産業部

① 食料システム法について

本法は、世界的な食糧価格の高騰、気候変動による生産リスクの拡大、担い手不足といった課題を背景に、食品の持続的な供給を実現するとともに、食品産業の発展を目指すことを目的として、2026年4月に全面施行が予定されている。

法律の主な目的を要約すれば、①取引の適正化、②計画認定制度の推進である。これらの目的に対する施策を実行していくために、「みどりの食料システム戦略」をはじめ、様々な方策や支援措置が予定されているが、本報告の中では紙面の制約もあることから割愛する。

いづれにしても、昨年、大きな問題となった米や野菜の高騰をはじめ、国内の不安定な食糧需給率を、生産現場や販売形態を安定させ、消費者の理解を醸成し、安心して生活を送れるようにすることを主眼において、今後の安定した農業振興を図っていくことを目指しているとのことであった。

【所見】

私は、職員時代7年間にわたって農政を担ってきた。その経験の中では、今回の米の高騰の際に「適正価格」という言葉が使われていたが、この言葉を聞いたのは、初めてのことであった。従来、農家は自らの生産物に対して、生産コストや人件費などに係る経費を提示して価格を決定していくような慣行ではなかったためである。

今回、この食料システム法の中では、この点に踏み込み「適正価格」を定めて行こうとしているが、例えば、米であれば農地を集積し、規模拡大を図りスマート農業などを活用して生産すれば、ある程度の効果は発揮されると思うが、現実的には、農地を理想どおりに集約して規模拡大を進めていく事は、かなり困難が伴う状況にあると考えます。お茶や野菜などにしても、圃場が傾斜地にあったり、自然災害による影響も予測し得ない中で、ひとたび台風などの災害を受ければ、大きな損失を被ることとなる。その他の作物についても同じような生産形態にあることを考えると、机上においてのでーターのみを参考に検討する事とは大きく齟齬が出てくることが懸念される

し、行政がそれを担っていく事も難しいことから、専門的見地を持つJAや生産者団体との連携を強化する必要がある。

また、流通体系や消費者の動向も、例えば曲がったキュウリなどは、規格外品となり見向きもしてくれなかった。受給バランスが崩れている中においては、規格外品も価格は安くなるが商品として扱うような考えや加工品化についても、今後においては、検討・醸成していく必要がある（実際に取扱っている店舗もある。）と考える。生産者・仲買・消費者において、こうした面も含めて検討し、食品ロスなどにも繋げていく事が必要ではないだろうか。

今後の本市における農業振興にあたっては、食料システム法の施行を受け、生産・流通・消費の状況を見通し、現状課題となっている荒廃地の解消や新規就農者の育成などにおいては、こうした課題をまず洗い出し、イニシャルコストへの支援なども、うまく組み合わせて新しい時代の農業を模索して行っていきたいし、そうした視点で、今後の政策を注視していきたいと考えているところであります。

調査研修 期 間	令和7年12月23日～ ～令和7年12月24日	参 加 者 議 員 名	山 田 貴 子
調査研究・研修結果及び所見(参加議員それぞれ記入)			
1日目は、栃木県宇都宮市役所にて公益社団法人 宇都宮農業公社による「農地の流動化で、農業の活性化を」に向けた取り組みについての研修をしました。			
袋井市の農業についても経営環境が厳しい中で、所得減少や高齢化などにより離農者が増加し、農地の借り手が見つからないなど、地域農業の持続性が危ぶまれる状況が続いています。宇都宮市農業公社では、地域の農業を活性化し、農地を守り、農業を支える人材の確保を目指し、農地集積事業、新規就農者支援、農業経営発展支援に取り組まれている。宇都宮市は、本市同様日照時間が長いのが特徴です。公社を設立した背景は、規模拡大の立ち遅れや後継者不足などにより、生産力の維持・向上が危ぶまれていることから、担い手育成を基本とした土地基盤整備や農地の流動化による経営規模拡大が必要となっている。このようなことから、今まで、農地の流動化の推進体制が、市・農業委員会・JAが独自に行っていたものを、市とJAが共同出資して、業務を一元化した「宇都宮市農業公社」を設立し、農地流動化の強力な推進・営農集団育成事業・農業担い手育成確保事業を実施している。新規就農支援事業について			
東京で開催される「新・農業人フェア」や県内で開催される「トチノフェア」に出展し、農業希望者に移住定住に関する支援も含め宇都宮市農業のPRを行うことで、就農を促している。この様なことを袋井市でも参考にしてほしいと思います。将来における中核的な農業者を育成する取り組みについて			
法人化を促すために、地域会合において集落営農の法人化に向けた周知を行うほか、法人化に向けた会議に係る費用や組織設立に係る費用の補助を行っている。また、個人経営の法人化や集落営農の検討に係る専門家の派遣費用を補助している。また、令和6年度から実施している「うつのみや農業経営発展セミナー」において、将来の法人化を見据えた課題の抽出や分析、経営ロードマップの作成等をテーマとした講座や農業経営の人材確保につながる雇用手法や労務管理・組織づくりをテーマ講座を開催しており、法人化に向けた伴走的な支援を行っている。地域会合での意見聴取のほか、新規就農者の就農状況確認での訪問時や、認定農業者の申請・更新等に係る改善計画書作成を行う際などの機会を捉えて、意見を聴取している。			
「稼げる農業」の実施に向け、将来を担う担い手の農業経営の拡大・発展を支援するため、地域農業の中核を担う認定農業者や新規就農者等が経営能力の向上を図れるよう、経営管理やマーケティング、組織づくりなど、「経営者」としての能力強化を図る講座及び経営コンサルタントによる経営相談を一体的に実施する「経営力向上セミナー」を令和6年度から実施している。補助金以外にも市長が出席する新規就労者の集いや県・JA・市町等で組織するネットワーク会議において、離農予定者と就農希望者の情報を共有し、マッチングにつなげている。			

令和6年度より、市ホームページ(宇都宮まちかど情報マップ)において、遊休農地等を貸出希望地情報として公表し、農地のマッチングの促進を図る取組を開始している。

このような事例を伺い、新規就農者や離農予定者にとって、魅力ある取り組みを宇都宮市は、やっているのがわかりました。ぜひ袋井市も見習って、取り入れるようにしていただきたいと思いました。

翌日農林水産省による「食料システム法」について研修しました。

食料システム法=持続可能な食料システムの実現に向けた取り組み

食料システム法の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

持続的な供給に要する費用等の考慮に要する事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議

持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合検討・協力。

農林水産大臣は、上記2点に関する事業者の行動規範(判断基準)を基本方針に基づき省令で策定。

農林水産大臣は、上記の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

①適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。

②実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)

※不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知

農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・

公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

卸売市場法の一部改正 ○中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料等その費用の指標等を公表以上令和8年4月1日施行となっています。

食品等の事業者による事業活動の促進(計画認定制度)に関する基本方針 概要

意義及び目的

【意義】①安定取引関係確立事業活動②流通合理化事業活動③環境負荷の低減事業活動④消費者選択

支援事業活動 【目的】事業活動の取組数 2030年までに1,000件→「農業・食料関連産業の国内生産額」

2030年までに150兆円

実施に関する基本的な事項(安定取引関係確立事業活動等を実施する食品事業者が重点的に取り組むべき事項)

1.農林漁業との連携の強化 2.流通の効率化 3.新たな需要の開拓と付加価値の向上 4.環境負荷の低減

5.消費者理解の増進 6.省力化投資の促進 7.サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

8.フードテックビジネスの増進 9.技術開発・先進的な活用 10.円滑な事業認承継の促進

11.食品産業の事業基盤の強化

認定を受けた場合の支援・特例措置 農林水産大臣の計画認定を受けた場合金融・税制を含む幅広い支援・特例措置を受けることが可能

安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧

1.(株)マルマサフード(大阪府) 野菜・果実類のカット加工品の販売及び仲卸 環境負荷低減事業活動計画

2.PFC茨城(株)(東京都) 青果流通加工業 流通合理化事業活動計画

3.福井精米(株) 米穀卸売業 安定取引関係確立事業活動計画

4.(株)ファーストダウン(福岡県) カット野菜製造・販売 流通合理化事業活動計画

5.(株)ゆかり(大阪府) 飲食店 安定取引関係確立事業活動計画

6.愛知県花き流通改善推進協議会(愛知県) 花きを取り扱う事業者で構成する協議会 流通合理化事業活動計画

7.名古屋西流通センター(株)(愛知県) 市場管理 流通合理化事業活動計画

上記1から5までは、特定処置活用を活用している内容は 日本政策金融公庫の長期・低利融資(V資金)

上記1から7までは令和7年12月1日現在で12月20時点では18件となっている。

みどりの食料システム戦略について説明を受けました。

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度がスタート

しています。メリット ◎設備投資の際の税制優遇が受けられます。◎さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます

◎日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリットとして

環境保全型農業直接支払交付金等は、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、先進的な営農活動を支援する仕組みに

移行することを検討している。とのこと。

以上のことから一人でも、グループでも環境にやさしい農業に取り組んで「みどり認定」を受けるよう市としても

農業者に広くPRして安定的な営農者を増やしていくように努めてほしいと考えます。

(様式3)

調査研修 期 間	令和7年12月23日(火)～ 令和7年12月24日(水)	参加者 議員名	高 木 清 隆
1:栃木県宇都宮市 公益社団法人 宇都宮農業公社 「農地の流動化で、農業の活性化を」に向けた取り組みについて 1. 宇都宮市農業公社について 公益財団法人宇都宮市農業公社は、栃木県宇都宮市にある団体で、「農地を守り、農業を支える人材の確保で地域農業の活性化」を目標に掲げています。 2. 宇都宮農業公社の取り組み 宇都宮農業公社は、農地の有効活用と地域農業の活性化を目指し、農地の賃借や売買に関する離農相談を随時受け付けています。公社は、認定農業者などの意欲ある担い手に農地が集積され、効率的かつ安定的な農業経営に繋がるよう、農地集積事業などに取り組んでいます。 3. 主な事業内容 ア・農地集積事業 イ・新規就農者支援 ウ・農業経営の支援 4. 離農相談の現状 宇都宮市では、農業を取り巻く環境が厳しさを増しており、離農者が増加傾向にあります。これは、世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格や燃料、肥料といった生産資材の急騰による農業経営の厳しさ、そして農業従事者の高齢化や後継者不足が主な要因です。 5. 農業集積の課題 農地集積事業は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった農業が抱える問題を解決するために期待されていますが、いくつかの課題も存在します。 ア・担い手の確保と育成 イ・農業経営の組織化・法人化の遅れ ウ・農地の分散と集約化の難しさ エ・手続きと情報提供の課題 オ・情報公開の不十分さ カ・目標達成の難しさ キ・地域の特性への対応 宇都宮農業公社は、こうした課題を認識しつつ、農地の賃借や売買の斡旋、農地中間管理事業などを通じて、担い手への農地集積を推進している。また、地域計画の策定や、市町や農業委員会、農業協同組合など関係機関との連携を強化することで、課題解決に取り組んでいる。 6. 公社支援 宇都宮市農業公社においては、新規就農者の経営開始から経営発展まで、さまざまな形の支援策に取り組んでいる。			

ア・資金確保

園芸作物等を栽培するパイプハウスの設置費用や作業機械の導入費用の一部を補助する制度があり、認定新規就農者には事業費の2分の1以内、最大300万円が補助されます。

イ・技術習得と経営支援

公社は、新規就農者が先進農家のもとで農業技術を習得できる「認定就農研修制度」を提供し、市の奨励する作物(いちご、アスパラガス、にら、トマト、なし)の栽培技術や経営ノウハウを習得に取り組んでいる。また、就農後の経営改善セミナーなども開催されており、農業者は常に最新の経営手法を学ぶ制度がある。

ウ・農地確保

新規就農者の農地確保に向け、分散した農地を担い手へ集積する活動を行っている。

エ・経営発展期支援

就農直後だけでなく、経営発展期においても、公社は継続的な支援を提供している。栃木県全体では、就農後の農業所得が目標に届かない場合に一時金を支給する「農業次世代人材投資資金(経営開始型)」や、青年等就農計画(認定新規就農者)制度による無利子融資(日本政策金融公庫)など、多岐にわたる支援策が用意されている。

7. インターンシップ制度の目的

就農前の研修として、農業経営の知識や先進的な栽培技術を習得することを目的とした、将来の農業担い手を育成するための制度であり、先進農家で実践的な農業を体験できます。

参加条件

ア・宇都宮市での就農を希望する方。

イ・年齢が18歳以上50歳未満であること。

ウ・非農家出身者、または独立して新たに農業経営を開始する方。

制度の概要

ア・体験期間:年間およそ20日以内です。

イ・費用:無料です。ただし、交通費などは自己負担となります。

ウ・体験内容:先進農家のもとで、実際の農作業を体験できます。いちごやトマト、アスパラガス、露地野菜など、さまざまな作物の栽培を学べます。

8. 主な助成制度

ア・認定就農研修制度 IN 先進農家における就農助成金

イ・新規就農者生活資金貸付制度

ウ・担い手育成金

これらの助成制度以外にも、宇都宮市では新規就農者向けの機械・施設等の導入支援なども提供しています。

考察

宇都宮農業公社の取り組みは、就農者が単に農業を継続するだけでなく、地域農業の発展に貢献することを目的としており、地域の若手農業者グループや農業団体への加入、活動への参画を促すことにより、ベテラン農家から後継者への技術継承の橋渡しにより、農業の継承が図られている。また、新規就農者に向けては、自身の経験を活かして、相談対応やアドバイスをを行い、場合によっては、先進農家として研修生を受け入れている。

行政単独の取り組みではなく、JAの組織力と営農力を活かすことにより、宇都宮市の地域特

性を活かした農業の流動化促進が図られていると感じたところであります。

これからの農業は、持続可能な農業としての循環型農業が注目されていることから、本市においても、本市単独の支援策には限度があることから、JAや農業関連事業者との共創により袋井型農業づくりの構築の必要性を認識したところであります。

2:農林水産省

「食料システム法」について

1. 食料システム法とは

食料の持続的な供給と食品取引の適正化を目的とした法律で、2026年4月に全面施行される。この法律は、従来の食品等流通法を改正・拡充したもので、生産から消費までの各段階での合理的な価格形成と、持続可能な食料システムの構築を目指している。

2. 目的について

食料システム法は、食料・農業・農村基本法の改正を受けて制定されました。世界的な食料価格の高騰、気候変動、国内農業の担い手不足といった課題に対応するため、食料供給の安定化を図るとしている。

3. 取り組みについて

ア・食料安全保障の確保に向けて

輸入に依存している食料品について、輸入依存による脆弱性を軽減し、国内での安定的な生産体制を確保することを重視しています。具体的には、国産原料の活用促進や地産地消の推進、食料品の安定調達を支援します。

イ・取引の適正化と事業活動の促進、食品等の持続的な供給を実現するため、食品事業者の事業活動を促進し、合理的な費用を考慮した価格形成を通じて、取引の適正化を図ります。これにより、サプライチェーン全体での持続可能性を高めていくことを目指しています。

ウ・サステナビリティ課題への対応地球温暖化対策としての脱炭素化、人権尊重、健康的で栄養に配慮した食品の提供など、サステナビリティに関する課題解決も目指している。

ア・食料システム全体で環境負荷を低減する取り組みを進めやすくするため、環境負荷低減の「見える化」やJ-クレジット制度などを活用した脱炭素化を促進します。

イ・環境と調和の取れた食料システムを確立するために、関係者の行動変容とともに、技術開発や普及を推進します。

4. 食品関連事業者への影響

食品関連事業者に対し、事業運営の根本的な見直しを求める重要な法改正であるとのこと。契約内容の見直し: 価格形成プロセスの透明化が求められます。

持続可能性への取り組み: 温室効果ガス削減、廃棄物最小化、水資源の効率的利用などが評価されます。

5. 計画認定制度と支援策について

持続可能な食料システム構築に取り組む事業者を支援するため、計画認定制度が新設されている。

認定メリット: 金融・税制上の支援、設備利用、債務保証などの特別措置が受けられます。

認定対象活動: 安定取引関係確立、流通合理化、環境負荷低減などが含まれます。

考察

食料システム法は、食料の安定供給と食品産業の持続的な発展を目指し、複数の課題解決に取り組むものであります。

近年は、不安定な国際情勢や災害などにより、食料の供給リスクが高まっております。我々に身近な茶業界においても、需要と生産現場の急激な変化を受け、市場が混乱、既存の生産・流通体制の見直しが迫られております。

食料システム法は、食料システムを取り巻く様々な課題に対応し、持続可能な食料システムの構築を目指す法律であり、その将来性は非常に大きいと考えられますが、食料システム法の大きな目的の一つである、生産コストを考慮した適正な価格形成と価格転嫁の促進については、過度な安売り競争や、価格上昇が消費行動に影響を与えるのではないかと懸念するところであります。サプライチェーン全体での価格転嫁がどこまで円滑に進むかが課題であり、特に、消費者の価格上昇への理解をどう醸成していくかが重要と感じたところであります。

また、小規模事業者においては、労働力不足と生産性の低さが課題として挙げられております。スマート農業のような先端技術の活用は有効な解決策ですが、これらの技術導入には初期投資や、それを使いこなせる人材の育成が不可欠であることから、これらの課題に対し、具体的な支援策や教育プログラムの拡充が必要となると感じたところであります。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 8 年 1 月 20 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1,424円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料 (令和8年1月支払い分) 令和7年12月1日から12月31日
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 8 年 1 月 2 0 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1 07-07-22	BF	*500	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*2,167,359	6/1~6/30
2 07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3 07-08-04	BF	レンタル ﾊｳｽ *18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾅﾝｽ	*1,874,093	
4 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,816,593	329
5 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7 07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
8 07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,701,089	
9 07-08-21	BA	✓*1,735	CD ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	*1,699,354	329
10 07-08-21	BA	✓*2,879	CD 金	*1,696,475	329
11 07-08-21	AA	預金機 50,000円	*22,462	*1,718,937	329
12 07-09-08	BF	✓*12,540	HC)ﾐﾆﾃﾞﾐｱHBL	*1,706,397	

13 07-09-22	BF	✓*261	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,706,136	
14 07-10-06	BA	すきん *10,000	CD	*1,696,136	329
15 07-10-20	BF	*4,034	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,692,102	
16 07-11-20	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,690,378	
17 08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
18 08-01-20	BF	*1,424	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*1,294,394	
19 08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
20 08-01-23	BA	*11,428	CD 山口県土産代	*850,326	334
21 08-02-20	BF	*970	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*849,356	
22 08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
23 08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
24 08-03-23	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾑBI	*651,015	

①記号の解説

AA, AF.....入金
FA, FF.....入金
CC, JJ, 2, 3, 4.....入金
JJ, TO.....入金
BA, BF.....入金

②記号の解説
C記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にCを付し、お支払いの日を記入します。
D記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にDを付し、お支払いの日を記入します。
E記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にEを付し、お支払いの日を記入します。
F記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にFを付し、お支払いの日を記入します。
G記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にGを付し、お支払いの日を記入します。
H記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にHを付し、お支払いの日を記入します。
I記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にIを付し、お支払いの日を記入します。
J記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にJを付し、お支払いの日を記入します。
K記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にKを付し、お支払いの日を記入します。
L記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にLを付し、お支払いの日を記入します。
M記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にMを付し、お支払いの日を記入します。
N記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にNを付し、お支払いの日を記入します。
O記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にOを付し、お支払いの日を記入します。
P記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にPを付し、お支払いの日を記入します。
Q記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にQを付し、お支払いの日を記入します。
R記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にRを付し、お支払いの日を記入します。
S記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にSを付し、お支払いの日を記入します。
T記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にTを付し、お支払いの日を記入します。
U記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にUを付し、お支払いの日を記入します。
V記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にVを付し、お支払いの日を記入します。
W記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にWを付し、お支払いの日を記入します。
X記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にXを付し、お支払いの日を記入します。
Y記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にYを付し、お支払いの日を記入します。
Z記号をお支払い額とする場合は、お支払い額にZを付し、お支払いの日を記入します。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 8 年 1 月 15 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	① 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	458,030円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	令和8年1月14日(水)から15日(木) 行き先：山口県周南市 人数：議員研修9名参加 旅費：49,920円×9人＝449,280円 手土産：8,750円
購 入 先	東武トップツアーズ株式会社、有限会社又一庵
支 出 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

路 程 ・ 運 賃 明 細 書

R7 共創ふくろい

月・日	区 間	路程(km) 換算キロ	運 賃	新 幹 線 特急料金	車 賃	日 当	宿 泊 料	参加費	計
1月14日	袋井 ～ 浜松	19.0	(744.6km)			1,500			1,500
	浜松 ～ 徳山	725.6	9,600	6,460					16,060
			※(往復割引)						0
	周南市視察								0
	周南市(泊)						14,800		14,800
1月15日	周南市視察								0
	徳山 ～ 浜松	725.6	(744.6km)	6,460		1,500			7,960
	浜松 ～ 袋井	19.0	9,600						9,600
			※(往復割引)						0
									0
	計	1,489.2	19,200	12,920	0	3,000	14,800	0	49,920

×9人
= 449,280

※往復乗車券を利用し、片道744.6kmは往復割引(1割引)の対象となるため、運賃10,670円×0.9＝9,600円(端数切捨て)

08-0-8912

領 収 書

共創ふくろい様

金額 ¥8,750-

但し、御菓子代(軽減対象)として
2026年01月08日 上記正に領収いたしました。

領収書は再発行いたしません

収 入
印 紙

内訳	
税抜金額(8%)	¥6,176-
消費税額(8%)	¥494-
税抜金額(10%)	¥1,891-
消費税額(10%)	¥189-

有限会社 又一庵
登録番号 T90804020190
袋井店
438-0086
磐田市見付1767-4
0538(84)6639

(様式 2)

	会派代表者	経理責任者
確認		

	議長	副議長	局長	参事	局次長	係
供覧						

調査研究・研修計画書

令和7年11月12日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
氏名 高木 清 隆

調査研修 参加者氏名	村松 孝師 森岡 弘記 夏目 幸彦 太田 裕介 鈴木 賢和 村井 勝彦 佐野 武次 山田 貴子 高木 清隆 《 計9名 》
出発・帰着	令和8年1月14日(水) ~ 令和8年1月15日(木) 《 1泊2日 》
調査研究 研修先	令和8年1月14日(水) 山口県周南市(周南市役所) 「公共施設再配置計画」について 令和8年1月15日(木) 道の駅「ソレーネ周南」 山口県周南市大字戸田 2713 番地 TEL / 0834-83-3303 FAX / 0834-83-3354 E-mail / info@solene.jp 「施設の設置経緯と管理運営」について
概算費用	449,280 円(旅費 49,920 円×9 人)

※ 視察工程表を添付してください。

(様 式 2)

調査研究・研修の目的及び市政との関連性

(調査研究先・研修先ごとにそれぞれ記入)

山口県・周南市

周南市公共施設等総合管理計画(公共施設再配置計画)について

周南市では、施設分類別計画のアクションプランへの反映、国からの要請への対応、公共施設の保有量等の基礎的なデータの更新等を中心に、『周南市公共施設再配置計画』の改訂を行い、4つのアクションプラン(施設分類別計画、地域別計画、長期修繕計画、長寿命化計画)により公共施設の再配置に取り組んでいる。

本市においても、令和8年度において、袋井市公共施設等総合管理計画の見直しに取り組むとともに、財政健全化への取り組みにおいては、「(仮)公共施設再配置計画」の策定による、公共施設のマネジメントの推進を図るとしておりますことから、周南市の取り組みをご教示いただき、公共施設等総合管理計画の見直しの一助としたい。

山口県・周南市

道の駅「ソレーネ周南」 設置経緯と管理運営に向けた取り組みについて

道の駅「ソレーネ周南」は、周南市の農業振興、漁業振興、観光振興、地域及び地域経済の活性化を図り、周南ブランドを発掘するとともに、これらを通じ交流人口の拡大、周南市の認知度向上に取り組むことで地域社会の発展に寄与することを目的とし、周南地域公共的 11 団体により設立された施設であり、特徴は、「福祉型の道の駅」として、高齢者が栽培した野菜の集荷や地域住民の見守り、農林水産業の6次産業化などに取り組むとともに、地域の高齢化社会に対応し、住民の生活を支援するための様々な活動に取り組んでいます。

本市においては、森町袋井インター通り線の整備事業の推進に取り組んでおり、ふじのくにのフロンティアを拓く取り組みの1つであり、平成25年3月に国の総合特区に指定された、三大都市圏「食と農」産業集積促進事業の取り組みを後押しするうえでも、先進地事例の取り組みをご教示いただき、地域経済の活性化および地域全体の発展に寄与する事業展開に向けた一助としたい。

(様式 3)

	会派代表者	経理責任者
確認		

	議長	副議長	局長	参事 次長	局長 係長	係
供覧						

調査研究・研修報告書

令和8年2月14日

袋井市議会議長 佐野 武次 様

会派名 共創ふくろい
会派長 高木 清隆

参加議員名	村松 孝師 森岡 弘記 夏目 幸彦 太田 裕介 鈴木 賢和 村井 勝彦 佐野 武次 山田 貴子 高木 清隆 《計9名》
期間	令和8年1月14日(水) ～ 令和8年1月15日(木) 《一泊二日》
調査研究 研修先	令和8年1月14日(水) 午後1時30分～午後3時00分 山口県周南市・周南市役所 山口県周南市岐山通1-1 TEL/0834-22-8502(議会事務局) 「公共施設再配置計画」について 周南市議会議長 福田 健吾 氏 周南市市議会事務局 主査 藤井 敬 氏 令和8年1月15日(木) 午前10時00分～午前11時30分 道の駅「ソレーネ周南 山口県周南市大字戸田 2713 番地 TEL / 0834-83-3303 FAX / 0834-83-3354 「施設の管理運営」について 周南市 産業振興部 道の駅リニューアル推進室長補佐 潮田 公子郎 氏 道の駅リニューアル推進室 奥野 萌未 氏 周南ツーリズム協議会 駅長 小野 拓二 氏 周南市議会事務局 主任 井門 龍矢 氏
考察特記事項	

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 8 年 1 月 14 日 ～ 令和 8 年 1 月 15 日	報告者 氏 名	村松孝師
-------------	---	------------	------

調査研究・研修結果及び所見

【周南市の公共施設再配置計画の経緯と現状】

○合併の経緯と施設状況

- ・平成 15 年に 2 市 2 町が合併して誕生し、重複する公共施設が多数存在する。
- ・人口減少が進む中、施設をコンパクトにしていく必要性が認識されているが、市の面積が広く山間部も多いため、施設を 1 箇所に集約するのは困難な状況にある。

○公共施設再配置計画の策定経緯

- ・市町村合併が起点となり、平成 18 年の夕張市財政破綻を契機に検討が本格化。
- ・平成 24 年 10 月に公表された計画案では、個別の施設の「廃止」を明記したため、「地域の切り捨て」と誤解され多くの反対意見が寄せられた。
- ・市民や議会への説明不足、総論の合意形成前の各論提示、地域性への配慮不足が原因と分析され、計画案は取り下げられた。
- ・その後、「公共施設白書」の作成や「基本方針」の策定を経て、平成 27 年 8 月に現在の再配置計画が策定された。

○人口減少と総量抑制

- ・人口減少が進む中、施設をコンパクトにしていく必要性が認識されている。
- ・市の面積が広く山間部も多いため、施設を 1 箇所に集約するのは困難な状況にある。

○インフラの維持管理

- ・市道の総延長は 1,000 キロを超えており、これらの維持管理も大きな課題。

※公共施設マネジメントの経緯と組織体制

○組織の設置と変遷

- ・政策推進部施設マネジメント課が、公共施設の情報一元化、適正配置、長寿命化対策を統括。
- ・令和 6 年 4 月、企画部から総務部へ組織改編が行われ、新規課題対応から通常管理のフェーズへ移行したと解釈されている。

○現状の体制

- ・施設マネジメント課は計 9 名で運用されている。
- ・副市長を委員長とする「公有財産有効活用管理検討委員会」を設置し、迅速な意思決定を図っている。

○一体所管のメリットと課題

- ・基金、計画、財産活用を一つの課で所管することで、判断が迅速に進むメリットがある。一方で、膨大な情報処理やデータ精度の向上、タイムリーな情報提供のためのシステム構築が課題である。

※再配置計画の内容と進捗

○対象施設と現状

- ・対象施設は 1114 施設、延床面積は約 84 万平方メートル。市民 1 人当たりの延床面積は 5.7 平方メートルで、全国平均を上回る。
- ・施設の約 6 割が昭和 40～50 年代に整備され、一斉に更新時期を迎えている。

○コスト削減目標

- ・40 年間で 30%のコスト削減を目標とし、中間目標として約 20 年間で 14.8%の削減を目指す。

※計画改定（令和 4 年）と進捗状況

計画策定から 6 年で延床面積を 3.2%削減。年平均 0.66%のペースで計画値に対し約 1 年の遅れがあったが、令和 6 年度時点では約 6.3%削減を達成し、ほぼ予定通りとなっている。当初は対策しやすい施設から削減を進めたが、今後の展開はより困難になると感じている。

○施設分類別の削減要因分析

- ・子ども関連施設：民営化やこども園への統合により最も削減が進んだ。
- ・教育文化施設：本庁舎整備に伴う市民館の廃止が大きな要因。
- ・その他施設：廃止間近な施設の自然減少。
- ・市営住宅：老朽化住宅の用途廃止を積極的に進めた。
- ・学校関連施設：休校施設を支所機能移転などを機に廃止した。
- ・福祉施設：社会福祉法人への売却・貸付により市の所有から外した。
- ・教職員住宅：計画策定時に不要と判断され、完全にゼロになった。

○統廃合の考え方

- ・同様のサービスを提供する施設が周辺にある場合、統廃合によって施設数を削減する方針。
- ・高齢者、障害者、子育て世帯への配慮：施設の統廃合にあたり、代替サービスが確保されており、サービス低下はないとの認識。市営住宅も移転先を確保する方式で進めている。

※長寿命化対策と施設点検

○コスト削減効果

- ・令和3年度からの10年間で、長寿命化対策により維持管理更新費を約511億円(35%)削減できる見込み。

○経費の平準化

- ・長寿命化対策は、年度ごとの経費負担を抑制し、平準化する効果がある。

○対象外の基準

- ・令和7年5月の見直し計画の中で、老朽化が進みすぎた施設の除外基準を検討中。現段階で明確な基準はない。

○予防保全のための自主点検

- ・平成28年から年1回の自主点検をルール化。施設所管課の職員が自ら点検を行うことで、早期の補修・修繕につなげている。
- ・マニュアルは建築の専門家でなくても実施可能なように作成されている。

○耐震化の進捗

- ・学校施設は完了しているが、他施設や水道管（特に基幹管路）は十分ではない状況である。

※公民連携（PPP/PFI）の推進

- ・指定管理者制度：74施設で導入。
- ・包括的民間委託：リサイクルプラザ、徳山駅周辺設備などで実施。
- ・PFI/DBO：新南陽学校給食センターの建て替えや周南緑地公園施設の更新など実施。
- ・リース導入：公共施設の照明LED化をリース方式で推進。蛍光灯の製造中止が決定し、市の人的リソース不足から、限られた期間内に対応するための現実的な手法として採用された。

- ・サウンディング調査：とくやま動物園の飲食・物販施設について実施。
- ・優先的検討規定：事業費総額が 10 億円以上等の事業については、PPP/PFI 手法を優先的に検討する。

○公共施設整備基金の活用

- ・令和 3 年度に創設。財源は主にモーターボート事業からの繰入金で、令和 6 年度末の残高は約 24 億円の見込み。
- ・主な使途は、大規模改修や、後回しになりがちだった施設の解体工事である。

モデル事業と再配置の具体例

○モデル事業の実施

- ・長穂地区と和田地区の 2 つの中山間地域で、市民と行政が協働で再配置を進めるモデル事業を実施。
- ・長穂地域：新しい市民センターを整備したが、周辺施設の集約・複合化には至らなかった。
- ・和田地域：廃校となった中学校を暫定活用したが、土地がハザードマップ区域に指定されたため、候補地の再検討が続いている。

○モデル事業の教訓

- ・住民との協議に時間を要し、まちづくりの停滞につながったため、令和 3 年度以降は市があらかじめ集約化の案を提示する方針に変更した。

○公共施設の再配置事例

- ・市役所庁舎：令和元年に建て替え。教育委員会等を集約。
- ・新南陽総合支所：令和 7 年 2 月から新庁舎で運用開始。
- ・鹿野総合支所：令和 6 年 12 月から供用開始し、コンパクト化を実現。
- ・徳山北部地域：中山間地域の施設を集約し、「仮称、徳山北部保健施設」を整備中。

※市民参加と合意形成

- 計画啓発漫画：計画の啓発を目的として漫画を 6 万 3 千冊作成し、市広報と共に市内全戸に配布。一定の関心を得られた。

所見

周南市の公共施設再配置の取組は、合併により増加した施設総量を、人口減少と財政制約の中でどのように適正化していくか、その現実的なプロセスを示すものでありました。

計画当初は、個別施設の廃止を具体的に明記したことにより、市民から強い反発を招きました。しかしその後、「公共施設白書」によって現状を丁寧に可視化し、基本方針を段階的に整理することで、議論の土台を整え直しました。現在は、長寿命化対策によるコストの平準化、解体財源を確保するための基金創設、さらには PPP・PFI の活用など、実務的かつ持続可能性を意識した取組が着実に進められております。

特に注目すべき点は、第一に、白書による客観的データの共有であり感覚論ではなく、数値に基づく議論へと転換したことは大きな前進です。第二に、長期 30% という削減目標を明確に数値化した点です。第三に、長寿命化による財政効果を具体的に示したこと。第四に、解体費用まで見据えた基金を創設したこと。そして第五に、合意形成手法を見直し、住民任せではなく、行政が一定の案を提示する方式へ転換した点であります。

袋井市におきましても、人口減少と施設老朽化が同時に進行しております。今後、公共施設マネジメントの重要性は一層高まるものと考えます。周南市の事例から得られることはまず、総論合意を先に形成することの重要性です。個別施設の統廃合を先に示すのではなく、将来人口推計や更新費用の見通し、現状の一人当たり面積や維持コストを丁寧に可視化し、市民と危機認識を共有することが不可欠です。次に、「削減」ではなく「機能再編」という視点です。単なる廃止ではなく、複合化、多機能化、民間活力の導入、さらにはデジタル化による代替など、サービスの再設計として議論を進めることが重要です。

さらに、解体費用を含めた財源戦略です。施設は廃止しても自然にはなくなりません。解体費用を確保するための基金創設や計画的な積立は、袋井市においても重要な論点となるものだと考えます。また、合意形成手法の転換も必要です。住民協議を重ねるだけでは停滞する場合があります。行政が一定の再編案を提示し、複数の選択肢を示す方式は、実務上有効であると考えます。そして、長寿命化とコスト平準化の徹底です。すべてを減らすことは困難です。だからこそ、「減らす施設」と「残す施設」を明確に区分し、残す施設については徹底した予防保全を行う、メリハリある戦略が必要です。今後の公共施設政策は、単なる面積削減の議論にとどまるものではありません。地域機能をいかに維持し、

次世代にどのような都市構造を引き継ぐのか。そうした都市経営の視点に立って、再構築を進めるべきであると考えます。

【道の駅ソレーネ周南の概要と現状】

山口県周南市の最西端、国道2号沿いに位置。山陽自動車道 徳山西インターチェンジから約1分。開所は平成26年5月17日に山口県下21番目の道の駅として開所し、今年度で12年目を迎える。

※施設概要

○総事業費19億円（国6億円、市13億円）で整備された一体型施設。

○敷地面積は約22,900㎡。駐車場は170台収容可能。物販施設、製造販売施設（テナント）、地産地消レストラン（直営）、高齢者相談コーナー等を備える。

○名前の由来：山口弁の「そうだね」を意味する「それえね」から。市民公募で決定。

○運営：指定管理者制度を導入し、一般社団法人周南ツーリズム協議会が管理。

指定管理料は年間約1900万円。

※実績

○令和6年度の年間売上は7.1億円、年間客数は64万人（レジ通過者数）。

○令和5年度より24時間営業を廃止し、8時から20時までの営業に変更。売上はほぼ横ばいを維持しているが、客数は若干減少傾向。

※施設の課題：

○物販店舗内が狭く、商品が煩雑で買い物がしにくい。

○駐車場が狭く、特に土日は満車になりやすい。大型トラックの増加にも対応が困難。

※道の駅の機能と役割

○地方創生・福祉：平成28年に「重点道の駅」に選定。福祉の視点から高齢者相談窓口を設置。

○高齢者相談窓口：市の西部エリアに地域包括支援センターがなかったため、サテライトとして設置。買い物ついでに立ち寄りやすく、相談件数は年々増加（R6約5,000件）

○交通結節点：

ETC2.0 搭載車を対象とした高速道路からの一次退出実験に参加。

民間バス事業者の路線（防府市方面、湯野地区方面）が乗り入れており、地域の足として機能。

※防災機能：

令和3年に「防災道の駅」に選定。市の防災計画に「一時避難所」として位置づけられている。災害時には自衛隊など応援部隊の一時的な集合・活動拠点となる。防災井戸（トイレ洗浄用）、土嚢倉庫、かまど式ベンチ、マンホールトイレ（5基）、発電機、貯水槽などを備える。国交省と協議し、コンテナトイレの設置も進めている。

※リニューアル計画

コンセプト「誰もが幸せを楽しめるこどもまんなか駅 ソレーネ周南」。子どもから高齢者までが過ごせる「道の駅パーク」を目指す。市が掲げる「子ども真ん中宣言」の一環。

○目標：年間利用者数：約70万人 → 約130万人・年間売上額：約7億円 → 約11億円

○拡張計画：

隣接する市街化調整区域内の農地約4ヘクタールを取得し拡張予定。事業費の上限額は31億5000万円。財源として内閣府の第2世代交付金や農水省の補助金活用を検討。

事業手法：設計・建設・管理運営を包括発注するDBO方式またはDB+O方式を検討中。

※今後のスケジュール：

第1段階（R9年度予定）：駐車場の再編・拡張。

第2段階（R11年度予定）：物販ゾーン整備（レストラン移設、物販施設拡充など）。

第3段階（R14年度予定）：パークゾーン整備（屋内遊び場、多目的交流室、芝生広場など）。

○民間提案ゾーン：

約1ヘクタールを民間提案ゾーンとして活用予定。市が取得した用地を民間に貸し付け、使用料を得る形を想定。アイデアとしてイチゴ狩り施設などが挙がっており、相乗効果が期待できる事業者の選定を進める。

※農業振興への貢献

「都市農村交流」と「地産地消」の拠点として、農家の所得向上と地域経済の循環を目指す。

・リニューアル後の取り組み:出荷環境の整備:農家の出荷意欲をさらに促進。

農作物加工所の新設:市外に流出している加工機能を市内に設け、地域の農産物の付加価値を高める。規格外の農産物も活用し、オリジナル商品を開発・販売することで農家を支援する。新規就農者の確保や地域計画と連携し、農業振興を進めている。

所見

「一つの拠点に複数の政策機能を集約する」という考え方です。

人口減少や財政制約が進む中、従来のように目的ごとに施設を整備していくことは、持続可能とは言えません。道の駅のような日常的に利用される拠点に、子育て支援、高齢者福祉、防災、農業振興、観光機能などを組み合わせることで、公共投資の効果を最大化することが可能となります。特に子育て政策の面では、「こどもまんなか」の理念を実際に体感できる場所の存在が重要です。施策が充実していても、市民がそれを実感できなければ、都市の魅力にはつながりません。親子が日常的に訪れ、多世代が交流し、安心して滞在できる拠点は、袋井市の子育てブランドを可視化する装置となり得ます。

また、農業振興の観点では、生産だけでなく、加工・販売・体験までを一体化することで、付加価値を市内にとどめる仕組みづくりが可能となります。規格外品の活用やオリジナル商品の開発は、農家所得の向上と地域経済の循環を生み出します。

さらに、防災の観点では、平時から人が集まる拠点を有事に転用できる体制を整えておくことが極めて有効だと思います。日常利用と防災機能を両立させることで、「使われない防災施設」をつくらない仕組みが構築できます。

袋井市にとっての本質的な効果は、個別政策を束ね、市民に体験として届ける核となる拠点を持つことにあります。それは、単なる施設整備ではなく、都市の価値を高める戦略的投資に繋がるのではないかと考えます。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和8年1月14日 ～ 令和8年1月15日	報告者 氏 名	森岡 弘記
-------------	-----------------------------	------------	-------

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

令和8年1月14日(水)

周南市「公共施設再配置計画」

再配置計画案を公表した際に「廃止」という表現が「機能・サービスの廃止」「地域の切り捨て」という誤解を招き、さらには説明不足も相まって市民から多くの反対意見が出た。これは本市におきましても市民の声を拾う際にアンケート調査を実施するが、改めて様々な視点にて検証をしてから調査を実施する必要性、また総合計画等を作成するにあたっても情報の独り歩きが無きよう、細心の注意を払う必要性を感じました。

また、副市長を委員長とすることにより庁内組織の横断がスムーズとなり、様々なムダ削減が実現。本市におきましても副市長をトップとして実効性の高い取組を加速させることが、時間軸の短縮により収益性の向上に繋がっていくと考えます。

また、住民と行政がゼロから協議する方式では多くの時間を要したため、令和3年以降は市が事前に集約化した案を作成して示すことにより効率的な協議を進める方針に変更したことは本市においても参考となりました。

市街地への機能集中は、中山間地域住民の施設利用を困難にする懸念があるため、中山間地域でも拠点を定め、機能を集約する計画を進めていることも大変参考となりました。また住民が施設廃止に同意しない場合は、修繕を実施せず最終的に使用停止とする考え方も参考となりました。

所属する民生文教委員会ならびに総合健康センター将来構想特別委員会にて活かしてまいります。

令和8年1月15日（木）

周南市「道の駅 ソレーネ周南」

本市におきましても現在セントラルパーク構想により駅中心部は様々な施設の構築により利便性向上及び人の賑わいが創出されたが、中山間地域においては人口減少ならびに企業の撤退・廃業がつづいている状況にある。

今回の視察において特に中山間地域を意識した施設内容になっていることが大変参考となりました。

また一度に大きく進めるのではなく10年スパンにて検証した結果に基づき、施設改修を図っていく手法も大変参考となりました。

さらにはスタート時の構想において防災拠点として道の駅を活用する発想は現代の世の中において地域住民の民意を得られやすいポイントと捉えました。

これから進められる本市のインター通り線の構想案として今回学びましたことを積極的に取り入れて提案してまいります。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 8 年 1 月 1 4 日	報告者 氏 名	夏目 幸彦
	令和 8 年 1 月 1 5 日		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

1. 周南市 公共施設再配置の取組みについて

【研修内容】

・背景：平成15年の2市2町合併時、地域特性や地域間のバランスを十分に考慮しつつサービス体制の拡充と適正配置を目指して重複する公共施設の統合整備を検討することとした。

・平成18年「周南市公共施設見直し指針の策定、平成21年「シセツ・カルテ」を作成し344施設の状況を共有、そして平成23年財政問題に関する要望決議の中で公共施設再配置計画の早期策定が要望された。

・平成24年の（仮称）周南市公共施設再配置計画（案）のパブリックコメントでは意見数180のうち、大半が反対意見だった。原因は「市民・議会への説明不足」「総論の前に各論へ言及」「地域性の配慮不足」、これを受けて市議会では特別委員会設置。

・再スタートを切り、平成25年全て職員により489ページにわたる「周南市公共施設白書」を作成した。・・・周南市HP上で閲覧したが、緻密な現状分析がなされ施設の現状が分かりやすくまとめられたものでした。

・1回目の失敗を教訓に総論を作成し、市民説明用にわかりやすくマンガにまとめなど合意形成に向けた努力が伺われる。また、組織体制の整備、基金を設立するなど丁寧かつ確実に事業を進めた努力が伺われました。

・平成27年の計画は人口推移と将来推計は勿論、丁寧な現状把握を実施されていたと感じました。特に削減目標を数値ではっきりと示しつつ、①サービスの最適化②コストの最適化③量の最適化④性能の最適化と保有のあり方を簡潔に示すとともに、地域拠点の維持を明示する等、総論賛成の形成と各論に移った場合の基本線を示した点は参考になります。

・再配置計画は4つのアクションプランに区分されて策定された。

① 施設分類計画：近子の取り扱い・方向性・優先度を施設分類ごとに示す

② 地域別計画：①を踏まえて周辺施設の集約化・複合化・機能統合を検討

③ 長期修繕計画：建物の計画的な保守・修繕のため必要な経費や時期を把握

④ 長寿命化計画：道路・橋梁、上下水道などのインフラ施設の長寿命化

・行政の計画案を比較対照で示し、かつモデル事業を設定し、該当地区と議論を重ねた。そして行政の考えを押し通すのではなく、話し合いの中から生まれた案により修正をかけている点は、地域市民との協議を重ねた結果だと推察します。

・自主点検によりコストを抑制、併せてその結果を公表したことは市民に対する安心感と行政の熱意・意欲を感じさせるものだと思います。

・指定管理者制度・包括的民間委託など積極的に官民連携図っている印象を受けました。実際に指定管理者制度及び包括的民間委託がどれくらい順調なのか、入札の状況や昨今の人件費・物件費の上昇がどれくらい影響を及ぼしているか確認できずじまいだったことは残念です。また、PFI／DBOの事例を紹介いただきましたが、勉強不足で袋井市の現状を把握しておらず、私自身の宿題とします。

・紹介された事例で大規模改修および遊休資産の解体を実施し計画が確実に進んでいる印象を受けました。

【所 見】

「段取り八分」といわれるように事前準備が大切であり、丁寧かつ緻密な現状分析とその分かりやすい開示説明、めざす方向性・ビジョン・必要性の明示、市民への丁寧な説明と市当局の熱意がポイントだと感じます。そして議員も計画を承認した責任、当事者と一人として計画を市民に伝える必要があり、また計画・実行段階で市民との会話を通じ、立ち止まって考えるべきこと・修正すべきことは声を大にして訴えなければならないと感じました。

袋井市で予定されている公共施設等再配置計画の改定ではどのようなものになるのか、リサーチをするとともに、私自身も勉強を重ね周南市の事例を参考に取り入れたほうがよいと思われる事項についてはしっかりと申し入れをしていきます。

1. 周南市 道の駅 ソレーネ周南

【研修内容】

・2025年12月現在の道の駅の登録件数は全国で1231件。一般駅全体の50～60%が営業黒字といわれており、そのうち人気駅・都市近郊駅は非常に高い収益を上げている。逆に赤字駅は全体の20～30%程度、特に人口が少ない中山間地域や、集客に苦戦している旧来型の駅に多い傾向があるようです。

旧来型とは休憩がメインで「買い物」が二の次、コンテンツの魅力不足、「役所仕事」

的な運営（自治体の直接運営や天下り先の団体が管理）をしている駅。また、新道ができたなど集客ルートが消失したことが赤字経営の理由にも挙げられています。

ソレーネ周南は黒字経営の優良事例として取上げられる駅、令和5年度からは利用客の減少により24時間営業から8時～20時までの営業に変更しているが、オール周南の拠点として周南市の特産品がすべて揃う場所として設計された。また、中山間地域であるということを逆手に取り、地域住民の食料品購入拠点や憩いや集会の場所、更には障がい者雇用や地域福祉・防災の拠点としての機能を有する先駆けモデルです。

- ・国が駐車場とトイレを整備、周南市がその他を整備、また施設の南側に流れる二級河川＝夜市（やじ）川の護岸工事は山口県が行い環境づくりをしています。護岸は夏になると子どもたちの水遊び場としてにぎわっているとのことでした。

- ・トイレ施設が全部で42器（男子20 小：12・大8、女子19、多目的3）あり、敷地面積・施設の大きさと併せて高速道路のサービスエリア並みです。

- ・（一社）周南ツーリズム協議会が指定管理者に指名されていますが、その協議会は農林水産振興として県農業及び漁業協同組合、ぶどう梨生産組合及び花き生産組合、域経済活性化として商工会議所・商工会、及び観光振興協会等が加わって組織し連携を図っています。

- ・施設の隣には周南市西消防署西部出張所があり、敷地内には発電機・貯水槽・防災備品収納庫・土嚢倉庫（袋は破れていましたが）・井戸（飲料不可）・かまど式ベンチ・マンホールトイレを有し、大規模災害時は自衛隊の集合・中継となることも想定した防災拠点としての機能を備えています。

- ・福祉の観点では道の駅内に高齢者等の相談窓口を設置、あわせてバス停を整備し地域住民の生活サポート体制を取っているとのこと。また道の駅や宅配業者による周南市全域の集荷支援・買い物弱者への移動販売により、道の駅が媒体となって、周南市全域による地産地消・高齢者の社会活動を支援されています。

- ・実際高齢者の相談窓口利用件数はR4：500件、R5：850件、R7：1114件と増加していることから、施設周辺地域の福祉の向上に寄与している施設であることが伺えます。

- ・「地の利」の観点で高速道路の休憩施設不足解消の社会実験としてETC利用車が2時間以内であれば、最寄りの徳山西ICから一時退出してソレーネ周南を利用できることが利用層を広げています。

- ・イベント時の集客数と駐車場の収容台数・構内の車の巡回方法から駐車場再整備の必要があること、売り場面積の不足といった問題が顕在化する一方で、親子で楽しめる機

能、高齢者が健康的に過ごせる機能、農林水産業の振興につながる機能そして道の駅や周辺地域の魅力向上につながる機能をより拡充するパーク化構想をもとにリニューアル計画が昨年策定されました。周南市は「こどもどまんなか」宣言をしていることから、だれもが幸せを楽しめる「こどもどまんなか駅」ソレーネ周南をコンセプトに計画を策定されました。利用客約1.9倍、売上1.6倍を目標にしているそうです。

- ・ソレーネ周南周辺は市街化調整区域であり、既に用地購入済のところと本年度購入予定の用地合計4haを確保し、事業は第2世代交付金を利用して費用31.5億円、令和14年度開始を目指しています。

- ・「周逸」と題して6次産業化を推進していますが、農業の加工所設置も検討しているそうで、6次産業化に益々拍車がかかるのではないかと感じました。

- ・ここでもDBO方式(DB+O方式)を採用、民間の力も生かそうとしています。

【所見】

- ・袋井市内でも「道の駅」を作ればいい・欲しいという声を耳にします。実際、袋井市森町インター通り沿いを中心に「道の駅」ができれば、稲作用地の面積は減少するかもしれませんが、地域の農業振興は勿論、地域経済の活性化に寄与するでしょうし、高齢者の生活支援・若者の集まる場所など機能の複合化を計れば将来性のある拠点・にぎわいの創出とそれがずっと続く可能性が高いと思われます。

- ・周南市の公共施設再配置計画でもそうですが、新しい姿を市民に提示すること、機能の複合化はとても大切・重要なことだと感じました。

- ・その点で考えられることとして、南部に予定している「あそびの杜」について、現庁舎の利活用だけに目が向けられているように感じますが、近くにはJAの販売所があり、比較的規模が大きいイベントの開催が可能なメロープラザがあり、郷土資料館・図書館・公園と複数の機能がコンパクトに集結しています。あのエリア全体でにぎわいがずっと続くことを考え、地域の経済・文化振興を図る。福祉という点で子育てから高齢者までの生活支援を中高生の居場所という意味を含めて「こどもどまんなか」の施策を打つことができるのではないかと考えます。

- ・コンパクトシティを目指す一方で、中山間地域はその維持が難しくなっています。農業従事者だけでなく地域経済・地域における雇用の創出といった活力を生み出す起爆剤として大規模な「道の駅」でなくても可能性があるのではないのでしょうか。その点、茶畑の荒廃が進んでいる笠原地区はじめ菩提地区および浅羽南部に何かしら起爆剤になる可能性があるか研究してみたいと思います。

- ・内閣府の第2世代交付金は利用しやすいとのこと。個人的にも研究を進めます。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 8 年 1 月 ¹⁴ 13 日	参加者 議員名	太田裕介
	令和 8 年 1 月 ¹⁵ 14 日		

調査研究・研修結果及び所見

【結果】

1. 公共施設再配置計画に関する視察結果

周南市では、人口減少と公共施設の老朽化が同時に進行する中で、公共施設マネジメントを市政の重要課題と位置づけ、計画的かつ全庁横断的な取組を進めていることが確認できた。特に、公共施設の単純な統廃合ではなく、「サービス・コスト・量・性能」の4つの観点から公共施設全体の最適化を図るという考え方が明確に示されていた。

また、施設マネジメント課を独立した所管課として設置し、副市長を委員長とする庁内横断組織と連携することで、部局間の調整や意思決定の迅速化を実現している点が特徴的であった。令和4年改訂の再配置計画では、延床面積およびコスト削減について具体的な数値目標を設定し、これを着実に達成していることから、計画の実効性と進捗管理の重要性を強く認識する結果となった。

さらに、PPP/PFI方式をはじめとする民間活力の活用を積極的に進め、単なる費用削減にとどまらず、地域経済への波及効果や脱炭素、防災といった複合的な価値を評価軸としている点も印象的であった。

2. 道の駅ソレーネ周南に関する視察結果

道の駅ソレーネ周南は、交通結節点としての利便性を活かし、物販・交流機能に加えて、福祉および防災機能を組み込んだ複合拠点として整備・運営されていることが確認できた。特に、高齢者相談窓口を常設し、地域包括支援センターのサテライトとして機能させている点は、道の駅という日常的に人が集まる場の特性を最大限に活かした取組であり、相談件数が年々増加しているという具体的な成果が示された。

防災面では、「防災道の駅」に選定され、大規模災害時には自衛隊等の活動拠点として機能する設計・運用がなされている。平常時利用と災害時利用を明確に位置づけたうえで、防災設備やBCP整備が進められており、実効性の高い防災拠点としての役割が期待されている。

また、将来的なりニユーアル計画においては、段階的整備とDBO等の事業方式を想定し、市有地を活用しながら民間提案を取り入れる構想が示されており、持続可能な運営と地域活性化の両立を目指す姿勢が明確であった。

【所見】

今回の視察を通じて、公共施設マネジメントおよび地域拠点整備においては、「全体最適」と「実行体制」が極めて重要であることを改めて認識した。周南市の取組は、明確な数値目標と進捗管理、そして専管部署による統括によって、計画を机上のものに終わらせない実践的なモデルとなっている。

袋井市においても、公共施設等総合管理計画の見直しにあたっては、個別施設単位の議論にとどまらず、全市的な視点での最適化を進める必要がある。そのためには、横断的に公共施設を所管する体制の強化や、数値目標を伴う計画の策定と継続的な検証が不可欠であると考ええる。

また、道の駅ソレーネ周南の事例からは、道路整備や交流拠点整備を単なるインフラ整備に終わらせず、福祉・防災・地域経済振興といった複数の政策目的を重ね合わせることで、施設の価値と利用効果を高められることが示唆された。特に、日常的なにぎわいの中に福祉相談機能を組み込む発想や、災害時に支援部隊の活動拠点として機能させる考え方は、南海トラフ地震を想定する袋井市においても大いに参考となる。

今後は、本視察で得られた知見を踏まえ、公共施設マネジメントと地域拠点整備を一体的に捉え、市民への丁寧な情報共有と議会での議論を重ねながら、持続可能で実効性の高い施策展開につなげていく必要があると考える。

(様 式 3)

調査研修 期 間	令和 8 年 1 月 14 日 ～	参加者 議員名	鈴木賢和
	令和 8 年 1 月 15 日		

調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

本行政視察は、人口減少・少子高齢化の進行により全国の自治体共通の課題となっている公共施設の老朽化対策および財政負担の適正化、あわせて地域振興拠点の在り方について、先進的な取組を進めている山口県周南市の事例を調査・研究することを目的として実施したものである。袋井市においても、公共施設の更新時期が今後集中的に到来することが見込まれており、将来世代への過度な負担を抑えつつ、必要な行政サービスを維持するためには、計画的かつ中長期的な公共施設マネジメントが不可欠となっている。また、新東名高速道路袋井インターチェンジ周辺の整備構想が進む中で、交流人口の拡大や地域経済の活性化を見据えた拠点施設の整備・運営手法についても、具体的な知見を得る必要がある。こうした課題意識のもと、令和8年1月15日に周南市役所および道の駅「ソレーネ周南」を訪問し、公共施設再配置計画と多機能型地域拠点施設の運営実態について行政視察を行った。

周南市は、平成15年に旧徳山市、旧新南陽市ほか複数の町が合併して誕生した自治体であり、市域面積は約656平方キロメートルと広く、合併前の各市町がそれぞれ整備してきた庁舎、公民館、体育施設、学校施設など、多数の公共施設を保有していることが特徴である。合併前は交付税措置等を背景に、各自治体が個別に施設整備を進めてきた経緯があり、合併後は類似・重複施設を多く抱える一方で、中山間地域が多く、地理的条件から単純な集約が困難であるという課題も併せ持っている。

周南市の公共施設再配置の取組は、市町村合併を契機として本格化した。合併時に策定された新市建設計画では、公共施設の統合整備や地域間バランスへの配慮が示されていたものの、個別施設の具体的な方向性までは示されていなかった。その後、施設の老朽化進行、人口減少、財政制約が顕在化する中で、公共施設の在り方が大きな課題となり、平成24年に公共施設再配置計画(案)が公表された。しかし、建物の廃止と機能・サービスの廃止が十分に区別されないまま説明が行われたことから、「地域サービスが失われる」との誤解が生じ、市民から多くの

反対意見が寄せられる結果となった。

この反省を踏まえ、周南市は計画案を一度取り下げ、平成 25 年に公共施設白書を作成し、施設の老朽度や維持管理費、将来更新費用といった客観的な数値を市民に示しながら、共通理解の醸成を図った。その上で、地方自治法第2条に定める「住民福祉の増進」を基本理念とし、総務省が要請する「公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ、平成 27 年に公共施設再配置計画を正式に策定している。また、建築基準法第 12 条に基づく定期点検制度を踏まえ、施設の安全性確保と長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化による財政負担の軽減を目的としている点が特徴である。特に、「機能・サービスは維持しつつ、建物は適正規模へ」という考え方を明確に打ち出し、地域拠点施設の機能維持を基本方針としている点は、合併自治体ならではの配慮が感じられた。

計画策定後は、施設分類別計画や地域別計画を段階的に策定し、学校施設、子ども関連施設、市営住宅、福祉施設などについて、用途廃止、統合、民間活用を着実に進めてきた。その結果、策定から約 10 年で延べ床面積ベースで約 6% を超える削減を達成している。また、予防保全型の施設管理を導入し、所管課職員による定期点検と専門職員による確認を組み合わせた自主点検体制を標準化するとともに、公共施設マネジメント基金を創設し、大規模改修や解体を計画的に進める体制を整備している。住民合意形成においては、特定地域をモデル事業として選定し、説明会やワークショップを重ねながら地域別計画を策定・実施するなど、丁寧なプロセスを重視している点が印象的であった。

あわせて視察した道の駅「ソレーネ周南」は、国道 2 号沿いに立地し、高速道路インターチェンジにも近接する立地条件を活かし、物販、交流、福祉、防災の機能を併せ持つ多機能型の道の駅として、平成 26 年 5 月にグランドオープンした施設である。総事業費は約 19 億円で、国が駐車場・トイレを、市が物販・飲食・交流施設等を整備する一体型の整備手法が採られている。現在は指定管理者制度により、一般社団法人周南ツーリズム協議会が管理運営を担っており、令和 6 年度には年間来場者数約 64 万人、年間売上高約 7.1 億円を記録するなど、地域内外から多くの利用者を集めている。

ソレーネ周南では、地産地消を重視した農産物直売を中心に、農家の出荷意欲向上と所得向上に寄与するとともに、地域包括支援センターのサテライト機能として高齢者相談窓口を設置し、買い物や休憩のついでに気軽に相談できる環境を整えている。また、国土交通省から「防災道

の駅」に指定されており、災害時には応援部隊の集結・活動拠点として機能するほか、マンホールトイレや防災倉庫、井戸などを備え、平常時利用と災害対応を両立させた施設運営が行われている。

開設から 12 年が経過する中で、施設の老朽化や物販スペースの狭隘化、駐車場不足といった課題が顕在化しており、周南市では隣接地を活用した段階的なリニューアル計画を進めている。将来的には、駐車場再編や施設拡充により、年間利用者数約 130 万人、売上高約 11 億円を目標とする「道の駅パーク化」を目指しているとの説明があった。

今回の視察を通じ、公共施設再配置は単なる施設削減ではなく、機能・サービスの維持を前提に、建物を適正規模へと見直す取組であること、また、そのためには数値に基づく情報公開と段階的な住民合意形成が不可欠であることを改めて認識した。さらに、道の駅についても、農業振興、福祉、防災、交流といった多機能化を図ることで、地域全体の価値向上につながることを確認できた。これらの知見を、今後の袋井市における公共施設マネジメントや地域拠点形成の検討に活かしていきたい。

調査研修 期 間	2026年1月14日(水) ～ 2026年1月15日(木)	報告者 氏名	共創ふくろい 村 井 勝 彦
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入) 1 視察先 : 山口県周南市 2 目 的 本市の公共施設等は、経年による老朽化等により再配置や統廃合の取り組みが必要不可欠な課題であるが、人口減少や財政の健全化等の問題から公共施設公共施設等の再配置計画に取り組む計画であることから、先進地の知見を習得する。 3 内 容 (1) 周南市の基本方針 ア 公共施設については、建築後51年経過した施設は更新しない。 イ 200㎡以上の施設は立替等は行わず、原則として長期修繕計画による。 ウ 施設の更新に当たっては、PPP、PFIの手法を検討する。 エ 計画において、施設の延べ床面積を13.2% 削減することを目標とする。 オ 公立幼稚園については、原則として「民営化」による運営とする。 カ 市営住宅については、住宅の用途廃止についても併せて検討を行う。 (2) 現在までの状況 ア 再配置計画による状況については、公共施設の延床面積の削減目標については計画に沿って達成ができています。 イ 山間地が多く、地域性の問題から、統廃合等に関してはあまり進捗していない状況であり、課題となっている。 ウ 公共施設の再配置については、40年間で5,886億円が必要となるが、このうち、1,776億円の財源不足が想定されており、課題となっている。 (3) 結果 ア 周南市は、「公共施設マネジメント課」を設置し、取り組みを促進している。 イ 計画に沿って、公共施設の見直し等を基本方針のもと推進されている状況である。 エ 町内組織との連携がなされ、判断の統一化や迅速化が図られている。 オ 更新や民間委託などについては、地域経済効果をはじめ、脱炭素、防災などに関しても現有施設評価の対象としている。 (4) 所 見 本市においても公共施設等再配置計画に関して、財政状況等が厳しい現状から、より迅速化が図れるよう、基本方針を決定し、対応することが必要である。			

(様式3)

調査研修 期 間	2026年1月14日(水) ～ 2026年1月15日(木)	報告者 氏名	共創ふくろい 村 井 勝 彦
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)			
1 視察先 : 山口県周南市「道の駅ソレーネ周南」			
2 目 的 新東名森町インターと東名袋井インターを結ぶ「森町袋井インター通り線」構想が進められている状況から、この道路計画を早期に実現し、地域振興、また、地域経済の発展に寄与できる施設に関して先進地を視察する。			
3 「道の駅ソレーネ」の概要 ア 当該施設は、国土交通省・県・市が連携して設置した施設であり、「防期機能」、「福祉」、「農産物の販売」、「飲食」などを備えた多機能施設である。 イ 総事業費:19億円(国:6億円 市:13億円) ウ 年間来場者数及び年間売り上げ:来場者:64万人 売上:7.1億円 エ 防災機能 ① 土嚢倉庫 ② 防止井戸(トイレ用) ③ 釜土式ベンチ ④ マンホールトイレ(5基)など その他に災害時に自衛隊の災害対応拠点として活用 オ 福祉機能 ① 施設内に併設された高齢者相談コーナー ② 地域包括支援センターのサテライト機能(介護相談・介護制度説明・申請代行等の業務) カ 物販機能(地域で栽培した野菜等の販売等、土産物の販売等) キ 飲食機能 地域の住民県内外からの来場者に飲食の提供 ク 管理運営 ①管理運営については、指定管理者制度により運営されている。 (委託先:一般社団法人 周南ツーリズム協議会 委託料:1,900万円) ケ その他 ① 現在、施設のリニューアル化計画を進めており、駐車場の拡張、物販機能の拡充、道の駅パーク機能などを10年計画により進めている。(計画事業費:31.5億円) ② 中山間地域のため公共交通が必要となるが、地域要望により民間バス運行事業者によりバス停を設け対応している。 ③ 国の実証事業が「山陽道徳山インターから一時退出」する事業が平成29年7月から開始され、大型車両の給油やドライバーの休息、食事に活用されている。			
4 所見 森町袋井インター通り線の完成を見据え、周辺地域の振興策等が議論されているが、今後、できるだけ早期に課題を整理し、計画を進めるよう努めなければならない。また、当該道路沿線には農業振興地域が多く含まれていることから、農業関係者への協議等の重要な課題となる。			

調査研修 期 間	令和7年1月14日(水) ～ 令和7年1月15日(木)	報告者氏名	佐 野 武 次
調査研究・研修結果及び所見 (参加議員それぞれが記入)			
参加者 村松孝師 森岡弘記 夏目幸彦 太田裕介 鈴木賢和 村井勝彦 山田貴子 高木清隆 佐野武次 以上9名			
研修先及び研修目的 7月14日 山口県 周南市 1. 公共施設再配置計画について 7月15日 山口県 周南市 1. 道の駅「ソレーネ周南」について及び現地視察			
山口県 周南市 1. 公共施設再配置計画について 周南市は、2003年4月に2市2町が合併し誕生したまちで、南は瀬戸内海に面したコンビナート地帯から、北は鳥取県堺の中山間地域で構成する、人口約13万3千人、面積約656Km²のまちである。 合併時の新市建設計画において、一体的かつ効率的なまちづくりや住民サービスの維持・向上の観点から、重複した公共施設の統合整備を進め、施設整備が不十分な地域については、住民の意向を伺いつつ、バランスの取れたまちづくりを進めることとしていた。こうしたことから、2006年に「周南市公共施設見直し指針」を策定し、今後の方向性の検証を行ったが、抜本的な見直しには至らなかった。そうした中で、2011年に市議会において公共施設再配置計画の早期策定を求める「周南市財政問題に関する要望決議」が提出されたことから、2012年に「行政改革推進室」を設置し、「(仮)周南市公共施設再配置計画(案)」を策定し公表したが、市民・議会への説明不足や各論に言及したこと。また、地域への配慮に欠けていたことから理解が得られなかった。これを受けて議会に「公共施設再配置計画に関する調査特別委員会」を設置し、説明会などを進めたが、2013年に同案は取り下げられた。 その後、2014年に「周南市公共施設再配置の基本方針」を策定し総論を決定し、2015年には、庁舎や学校をはじめインフラ施設。また、人口推計や更新費用などや削減目標とその基本方針や取組方針。さらにはアクションプランなどで構成された1,114施設(延床約85万m²)を対象とする「周南市公共施設再配置計画」を策定した、そして、長穂・和田地区をモデル地区として再配置(廃校後への支所・市民センターの設置や劣化判定シートなどを用いた自主点検の実施など)を進め、公共施設の再配置に係る市民意識			

の浸透を図った。

そして、2024年には計画内容を改訂し、再配置や長寿命化に係るさらに詳細な経費の見込みや情報などを、しっかりと市民に提示しながら公共施設の再配置をすすめている。

【所見】

周南市では、紆余曲折を経て公共施設の再配置が進められていたが、この中心となっているのが、市長の施設推進の心がけである「2050年を乗り越えられる周南市になる」とのパーパスであるし、これらの問題に対応するため、競艇の収益を活用して2021年に創設された「公共施設マネジメント基金」（令和6年度残高約24億円）を積み立てているが、何よりも大切であると感じたことは、「再配置とは何なのか、どの様に進めて行くのか」を市民が実際の取組として体験している事であると思う。

本市では、コンパクトシティを標榜しているところであるが、その主旨は十分理解しているものの、やはり、そうしたまちづくりを進めて行くのであれば、市街地の外縁部の位置づけを、まず、市民と共に検討・立案していくべきであると思う。道路等のインフラの問題や利便性などについては、何も新設に限らず、既存のものを活用するなど、そこに住んでいる人々の思いを尊重しつつ、まちづくりを進めて行くべきであると考えている。法令の規制緩和なども含め、もっと希望が持てる地域となるよう、今後とも積極的に行政当局に働きかけていきたいと思う。

山口県 周南市

1. 道の駅「ソレーネ周南」について及び現地視察

平成26年5月にオープンした道の駅「ソレーネ周南」は、周南市中心部から西へ車で約20分ほどの、国道2号線沿いにあり、近くには山陽自動車道徳山西ICもある。敷地規模は約2.3ha（国1.3ha・市1.0ha）で、敷地内には、地元産の物品販売所や食堂・トイレなどが完備されている。

当初は、災害時の防災拠点として、土嚢倉庫やかまどベンチをはじめ、自衛隊の宿営拠点としての利用が期待されていたとの事である。令和6年の利用者は、年間64万人（1.7千人/日）・売り上げは7.1億円（195万円/日）で、管理は指定管理方式によりJAや商工団体観光協会などで構成する一般社団法人 周南ツーリズム協会が年間19,000万円で委託を受け管理されている。

平成28年には、重点「道の駅」に選定され、これを機に高齢者等の相談窓口を設置するとともに、バス停の整備も併せて行った。さらに、地域への移動販売も開始し、高齢の方々に喜ばれているとのことであった

今後は、子どもから高齢者まで、誰もが楽しく・快適に・健康的に過ごせる「道の駅パーク」の実現を目指して、隣接敷地をさらに4ha程拡張しリニューアルを図っていくとの事であった。

【所見】

山口県は、日本で最初に「道の駅」が開設された県であると同時に、最も設置が多い県であると伺った。その理由は定かではないが、敷地の一部を国が買収していたことや今回の拡張予定地を見ても、土地の利用規制を解除していく事は難しいと思ったが、法的には市街化調整区域のみの指定になっていることから、そんなに難しい事ではないとの説明であった。輩出している政治家が多いことなどから、そうしたアイデアが指南されているのかなあと感じたところである。

また、隣接する地域にはスーパーマーケットも無いことから、地元の方々の利用が多いことも目についた。

当市では、袋井^町森インター通線も計画されており、その中では、土地利用方策も検討されつつあるが、土地利用規制の解除には、なかなか難儀な状況が予想される。周南市の今回の視察を活かし、道の駅に限らず、みなさんが期待できるような利用を十分検討し、にぎわいづくりを進めて行ってほしいと思う。その一助として、研修した内容を参考に、今後の議論に臨んで参りたい。

調査研修 期 間	令和8年1月14日～ ～令和8年1月15日	参 加 者 議 員 名	山 田 貴 子
調査研究・研修結果及び所見(参加議員それぞれ記入)			
周南市にて「公共施設再配置の取組」について研修を受けました。			
周南市の概要 人口:133, 211人 面積:656. 29km ² 一般会計当初予算額:7h806億円			
平成15年4月2市2町が合併し周南市が誕生。			
背景 公共施設の統合設備・重複する公共施設の統合整備を検討・未設置の地域の解消			
・地域特性や地域間のバランス考慮			
これまでの取組 平成18年9月「周南市公共施設見直し指針」策定 平成21年「シセツ・カルテ」作成			
平成23年11月「周南市財政問題に関する要望決議」 平成24年4月行政改革推進室の設置			
平成24年10月「(仮称)周南市公共施設再配置計画(案)」公表 平成25年2月 同案取り下げ			
平成25年11月「周南市公共施設白書」作成 平成26年3月「周南市公共施設再配置の基本方針」策定			
平成27年8月「周南市公共施設再配置計画」(公共施設等総合管理計画)策定⇒1,114施設延床85万m ²			
令和4年3月「周南市公共施設再配置計画」(公共施設等総合管理計画)改訂⇒988施設延床82万m ²			
令和5年より 建設基準法第12条点検 ⇒92施設む108棟を対象			
令和6年4月 企画部から総務部施設マネジメント課へ組織改編			
令和7年より「周南市公共施設再配置計画」の10年見直し⇒令和8年改訂予定			
「周南市公共施設再配置計画」の10年見直しの内容			
コスト削減 40年間で30%縮減 数値目標 20年間でコスト14. 8%縮減			
基本方針 公共施設の保有の在り方 1.サービスの最適化 2.コストの最適化 3.量の最適化			
4.性能の最適化地域の拠点となる施設の取組 地域の拠点施設であり、市民生活に密着した総合支所や			
支所・公民館の機能やサービスは今後も維持することを基本			
取組方針やアクションプランをして、改定内容・維持管理・更新等の経費の見込みを図式化した。			
計画策定後の取組 公共施設再配置モデル事業を行い自主点検を行い 公共施設マネジメント基金を創設			
公共施設再配置の課題			
再配置の推進 情報の融合・集約化 廃止施設の有効活用			
周南市長は、近年、産業界では、持続可能な社会を作る責任ある一員として、企業の存在意義そのものを			
問うパーパスの懸念が急速に広まっています。これを受け、本市においても市政推進の心がけとしての			
パーパスを「2050年を乗り越えられる周南市になる」といたしました。と挨拶されました。			

公共施設の再配置は、本市にとっても重大な課題です。

周南市は独自に公共施設マネジメント基金を創設いたしました。

造成額 3億円モーターボート事業からの繰入金の一部とのことです。俗にいう競艇からの繰入金だそうです。羨ましいです。本市は、ふるさと納税が伸びていますが、こちらの一部に公共施設マネジメント基金として積立られると良いのですがと思いました。課題が多いですが、取り組まなければならない課題です。

本市の公共施設等総合管理計画の見直しに参考になる点が多々ありましたので、参考にしたいと思います。

翌日周南市の道の駅「ソレーネ周南」に行きました。

周南市の農業振興、漁業振興、観光振興、地域及び地域経済の活性化交流人口の拡大、地域社会の発展に寄与、高齢者福祉はもちろん防災としての機能を取り入れた道の駅として平成26年5月にオープン

基本事項 国土交通省山口河川国道事務所と周南市が一体となって整備

総事業費:19億円(国6億円、周南市13億円)

施設全体 22900㎡(国:12,900㎡ 周南市100,000㎡) 駐車台数 170台 トイレ設備 42器

指定管理者 一般社団法人周南ツーリズム協議会(地元11団体)

令和6年年間売り上げ 7.1億円 1日売上195万円 年間客数64万人 1日客数 1.7千人

道の駅ソレーネ周南 「防災道の駅」として令和3年6月に選定

子どもから高齢者まで、誰でもが楽しく・快適に健康的に過ごせる「道の駅パーク」の実現を目指し、施設の機能強化を図る目的で令和7年3月リニューアル基本計画の策定をして現状年間利用者70万人を130万人

売り上げ7億円から11億円を目指し拡張用地面積:4ha拡張施設面積:2000㎡ 事業費 31.5億円

20年後を目指し事業スケジュールが進められています。

本市において、森町袋井インター通り線の整備事業の推進に取り組んでいます。ふじの国のフロンティア

計画の取組に平成25年3月に国の総合特区に指定された、三大都市圏「食と農」産業集積促進事業の取組を実現するため、地域経済の発展のためにも参考にしたいと思います。

(様式3)

調査研修 期 間	令和8年1月14日(水)～ 令和8年1月15日(木)	参加者 議員名	高 木 清 隆
山口県周南市「公共施設再配置計画」について			
周南市では、公共施設再配置計画の策定後、施設分類ごとに今後の取扱いや方向性・優先度を示す「施設分類別計画」の整備等を行うとともに、新たな本庁舎の建設や保育所・幼稚園の再編整備など、老朽化した公共施設等の再配置を進めてきております。周南市の「公共施設再配置計画」については、将来にわたって市民に必要なサービスを提供し続けるために、市の規模にあった施設保有量を目指すための基本的な方針や目標、手続きなどを定めたものであり「公共施設等総合管理計画」として位置づけられており、周南市では、この計画を基にして、必要な市民サービスの維持と、市民の皆さんの施設の安心・安全な利用を確保するため、公共施設マネジメントを進めてきております。 周南市の公共施設の保有のあり方については、 (1) 市民ニーズの変化に対応するサービスの提供(サービスの最適化) 社会環境の変化を的確に捉え、既存の施設を有効に活用して、新たに必要とされるサービスを充足し、市民ニーズの変化に対応したサービスの提供を目指します。 (2) 効果的で効率的な施設の管理運営(コストの最適化) 現状で利用状況が低く、将来的にも需要が少ないと推測される施設等については、管理方法を見直すなど、限られた資源を効果的に使用していくことができる方法への改善を目指します。 (3) 次の世代に継承可能な施設保有(量の最適化) 人口減少が急速に進展する中、将来に大きな財政負担を残さないかたちで、施設を維持更新していくために、人口減少にあわせて施設保有量を縮減し、量の最適化を図ることにより、次世代に継承可能な施設保有を目指します。 (4) 安全に、安心して使用できる施設整備(性能の最適化) 施設の維持管理にあたっては、破損等が発生した後に修繕等を行う「事後保全 型」から、計画的に保全や改修等を行う「予防保全型」への転換を図り、施設の長寿命化を進め、安全で安心な施設整備を目指します。と記載されております。 また、本計画における最適化とは、公共施設の最適化とは、厳しい財政状況を踏まえ、公平性を前提とした必要最小限の施設量を複合化・多目的化等により有効活用するとともに、最少のコストや最適な受益者負担で施設を継続的に維持管理・運営し、安全性を確保しつつ公共が提供すべき「必要不可欠なサービスの維持」あるいは「多様な住民ニーズへの的確な対応」を図ることとしております。 また、公共施設マネジメントに取り組むにあたり、市民と行政が公共施設に関する現状や課題や今後の取組み方策等についての情報を共有し、それらをもとに議論を重ねながら公共施設のあるべき姿の構築に取り組んでおり、そのために施設に関する情報を住民や議会に対して分かりやすく知らせるとともに、アクションプランの策定に当たっては、計画段階からワークショップや協議会の設置など、市民参画を得ながら進めてきております。			

考察

周南市の取り組みから、公共施設等の適正管理推進は、本市が所有する施設を計画的に管理し、最適化することであり、施設の老朽化や人口減少といった課題に対応するために重要な取り組みであります。計画は、自治体が所有する建物だけでなく、道路や橋梁などのインフラ施設、公営企業の施設も対象となることから、計画の策定にあたっては、また、更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等をどのように管理していくかについての考え方を明確にする必要があり、維持管理・修繕・更新等の方針、安全確保の方針、耐震化の方針、長寿命化の方針、統合や廃止の推進方針多様な視点と具体的な施策を盛り込むことが重要と認識したところであります。

山口県周南市 道の駅「ソレーネ周南」「施設の管理運営」について

ソレーネ周南は、周南市の西の玄関口として観光情報、周南ブランド等を発信する道の駅である。ソレーネ周南。災害時には防災の拠点となる「防災道の駅」に国が初めて選定した施設であり、農産物・お土産品等も充実しており、ベーカリーキッチン「菜」は地元食材を使った地産地消のレストランも開設されております。

オープン後12年目を迎える中、駐車場の混雑や店舗・敷地の手狭さ等、運営を通じて課題が浮き彫りになっていること。また、国道2号に面し、徳山西ICからも近いという好立地な条件下で高い集客性を維持するなど、「まちの強み」として、地方創生に貢献できる高いポテンシャルを有していることから、リニューアルに取り組むとのことであります。

周南市は、「2050年を乗り越えられる周南市になる」をパーパスに掲げ、人口減少に抗う施策を展開しています。こどもを真ん中に据えたまちづくりはその中心となる考え方であり、こうした方向性と一体化した形でリニューアルを行い、競争力のある道の駅に「進化」させることをもとめており、本リニューアル事業は、まちづくりの方向性と一体化した形で進めることとし、子どもから高齢者まで、市民だれもが楽しく・快適に・健康的に過ごせる「道の駅パーク」の実現を目指し、リニューアルコンセプト「こどもまんなか駅」ソレーネ周南のもとに、令和7年3月に基本計画を策定しております。

考察

これまでの道の駅は、道路利用者へサービスを提供する場から、地域の創意工夫により道の駅自体が目的地化することを目指しておりましたが、令和2(2020)年以降の道の駅の方向性として示された第3ステージでは、「地方創生・観光を加速する拠点」を目指すとしております。その具体として、「道の駅を世界ブランドへ」、「新『防災道の駅』が全国の安心 拠点に」、「あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターに」の目指す3つの姿が示されており、ニューノーマル対応や防災機能の強化、地域住民等の活躍の場が求められています。

本市においては、高速道路のWネットワークの優位性を活かし、内陸フロンティアを拓く取り組みとして、「食と農」ビジネス振興によるセントラルキッチンの形成に取り組むことで、新たな産業拠点が創出され、産業・経済の発展が期待されるとともに、安全・安心など中遠広域の将来

の活力創出に向けた重要な道路であると位置づけ、期成同盟会を立ち上げ、整備促進に向け取り組んできており、近年では、測量調査等に取り組んでおります。

このことから、この測量調査等と並行して、国で示された道の駅「第3ステージ」の目指す姿に向け、可能性調査に取り組むことが急務と感じたところであります。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 8 年 2 月 20 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦ 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	9 7 0 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料 (2月支払い分) 令和8年1月1日から1月31日
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 8 年 2 月 2 0 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き額	頁 考
1 07-07-22	BF	*500	ファミイルムBI	*2,167,359	6/1~6/30
2 07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3 07-08-04	BF	✓*18,216	シャープファイナンス	*1,874,093	
4 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,816,593	329
5 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7 07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
8 07-08-20	BF	✓*1,601	ファミイルムBI	*1,701,089	
9 07-08-21	BA	✓*1,735	CD 三井-用教台	*1,699,354	329
10 07-08-21	BA	✓*2,879	CD 金	*1,696,475	329
11 07-08-21	AA	預金機 50万円 1万円	*22,462	*1,718,937	329
12 07-09-08	BF	✓*12,540	HC)ミツバシHBL	*1,706,397	

13 07-09-22	BF	✓*261	ファミイルムBI	*1,706,136	
14 07-10-06	BA	すしりゅう *10,000	CD	*1,696,136	329
15 07-10-20	BF	*4,034	ファミイルムBI	*1,692,102	
16 07-11-20	BF	*1,724	ファミイルムBI	*1,690,378	
17 08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
18 08-01-20	BF	*1,424	ファミイルムBI	*1,294,394	
19 08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
20 08-01-23	BA	*11,428	CD 山口県土産代	*850,326	334
21 08-02-20	BF	*970	ファミイルムBI	*849,356	
22 08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
23 08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
24 08-03-23	BF	*1,724	ファミイルムBI	*651,015	

AA, AF入金
 FA, FE入金
 GO 1,2,3入金
 IT, TO入金
 GA, BF入金

① 借入と貸付の差額を「借入」として記入し、その金額を「借入」の欄に記入します。
 ② 借入と貸付の差額を「貸付」として記入し、その金額を「貸付」の欄に記入します。
 ③ 借入と貸付の差額を「貸付」として記入し、その金額を「貸付」の欄に記入します。
 ④ 借入と貸付の差額を「貸付」として記入し、その金額を「貸付」の欄に記入します。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 8 年 3 月 5 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい
氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 ⑩ 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	198,000 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	令和7年5月から 3月タブレット端末利用議員負担金 22,000円×9名分=198,000
購 入 先	袋井市
支 出 年 月 日	令和 8 年 3 月 5 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

納入通知書・領収書

発行主管課名	総務係	36003
令和 7年度	1 一般会計	
科目	款	項
	21	5
		2
		1
		1
		1
伝票番号	0036036 - 001	
納入者		
住 所	袋井市新屋 1 - 1 - 1	
氏 名	共創ふくろい 様	
	会派代表者 高木 清隆	
下記の納期限までにお支払い ください。		
令和 8年 3月 2日		
袋井市長 		
登録番号	T9000020222160	
納入期限	令和 8年 3月13日	
納入金額	¥198,000	
税率	税抜価格	消費税額
	198,000 円	0 円
納入目的 令和 7年度 5月～3月タブレット端末利用議 員負担金		
上記のとおり領収しました。		
袋井市指定金融機関等		
納入場所		
下記の金融機関の本店又は支店 静岡銀行 遠州中央農業協同組合 スルガ銀行 浜松磐田信用金庫 清水銀行 島田掛川信用金庫 静岡県労働金庫		

(納入者用) 静岡県 袋井市

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 8 年 3 月 23 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 ⑦資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1724円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	コピーカウント料 (令和8年3月分) 2月1日から2月28日
購 入 先	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
支 出 年 月 日	令和 8 年 3 月 2 3 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

— *
— 437-0013
— 袋井市新屋 1 丁目 1 - 1
— 袋井市役所 5 F

— 袋井市議会 自民公明クラブ
— 議員控室

— 御中
— 0006294#
— 
お問合せ番号：3301027988

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号
住友中之島ビル 10 F

富士フイルムサービスクリエイティブ
事務サービス事業部

TEL:0120-069-840 (006294)
FAX:0120-497-002

お支払約束手	2026年03月23日
お支払方法	口座振替
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	*****
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より 引落しさせていただきます。

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼を
WEBで受付しています。“JMFAQ”で検索するとアクセスいた
だけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyuu>
備考：

FUJIFILM

請 求 書

発行日：2026年02月25日
請求書番号：860224-0036520

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 1,724 円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：3301027988 電話：0120-069-840

登録番号：T1011101015050

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚数/数量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 トータルサービス料金	2026/02/01-2026/02/28				1568
2	1カ月 1000枚/月	22	7.00	1568	
3		224			
4					
5 【代金/料金合計】					1568
6 【消費税および地方消費税(10%)】					156
7 【今回ご請求額】					1724
8					
9 ※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-V 2060 CP-4T 601923					
10 (今回) (前回) (テスト) (ミス) 2026/02/01-2026/02/28					
11 1(36499)(36275)(0)(0)					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

15201 01008 07A 01008 07A 01 1 2
28 0227 01 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 TCH

11901090 8319232 3301027988
01 3 006294 1

3301027988 3301027988

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き実額	備考
1 07-07-22	BF	*500	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*2,167,359	6/1~6/30
2 07-07-28	BF	✓*275,050	CD	*1,892,309	329
3 07-08-04	BF	✓*18,216	ｼｬｰﾌﾟﾌｧｲﾝｽ	*1,874,093	
4 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,816,593	329
5 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,759,093	329
6 07-08-08	BA	✓*57,500	CD	*1,701,593	329
7 07-08-16	AF	利息	*1,097	*1,702,690	
8 07-08-20	BF	✓*1,601	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*1,701,089	
9 07-08-21	BA	✓*1,735	CD ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	*1,699,354	329
10 07-08-21	BA	✓*2,879	CD	*1,696,475	329
11 07-08-21	AA	預金機 50,000円	*22,462	*1,718,937	329
12 07-09-08	BF	✓*12,540	HC)ﾐｯﾁｪﾙHBL	*1,706,397	

13 07-09-22	BF	✓*261	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*1,706,136	
14 07-10-06	BA	✓*10,000	CD	*1,696,136	329
15 07-10-20	BF	*4,034	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*1,692,102	
16 07-11-20	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*1,690,378	
17 08-01-07	BA	*394,560	CD	*1,295,818	329
18 08-01-20	BF	*1,424	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*1,294,394	
19 08-01-23	BF	(*432,640	CD	*861,754	334
20 08-01-23	BA	*11,428	CD 山口県土産代	*850,326	334
21 08-02-20	BF	*970	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*849,356	
22 08-02-21	AF	利息	*1,383	*850,739	
23 08-03-05	BA	*198,000	CD	*652,739	
24 08-03-23	BF	*1,724	ﾌﾗﾝｽﾌｧｲﾙﾄﾞBI	*651,015	

AA, AF 入金
 BA, BF 入金
 CD 1, 2, 3, 4 入金
 HC, TO 入金
 CA, BF 入金

①他は支払期とす。支払期に入金した場合は、お支払い金額に記入してください。
 ②お支払い金額は、お支払いの日付で表示します。
 ③お支払い金額は、お支払いの日付で表示します。
 ④お支払い金額は、お支払いの日付で表示します。
 ⑤お支払い金額は、お支払いの日付で表示します。
 ⑥お支払い金額は、お支払いの日付で表示します。

(様 式 4)

物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 8 年 3 月 30 日

会 派 代 表 者 高木清隆 様

会派名 共創ふくろい

氏 名 鈴木賢和

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 ④ 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金 額	316,866 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	会派だより印刷・折り込み費 316,866円 (令和8年3月30日朝刊にて折り込み) 印刷 16,400枚 折り込み 16300枚
購 入 先	高尾印刷株式会社
支 出 年 月 日	令和 8 年 3 月 3 0 日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

領 収 書

No. 001033

共創ふくろい

様

令和 8 年 3 月 30 日

¥ 316,866.-

但し 会派だより印刷、折込料 代
16,400 円 16,300 円
上記金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額 288,060

消費税額等(10%) 28,806

高尾印刷株式

静岡県袋井市高尾町2
電 話 (0538) 42-
FAX (0538) 43-
登録番号 T4-0804-010



扱者印

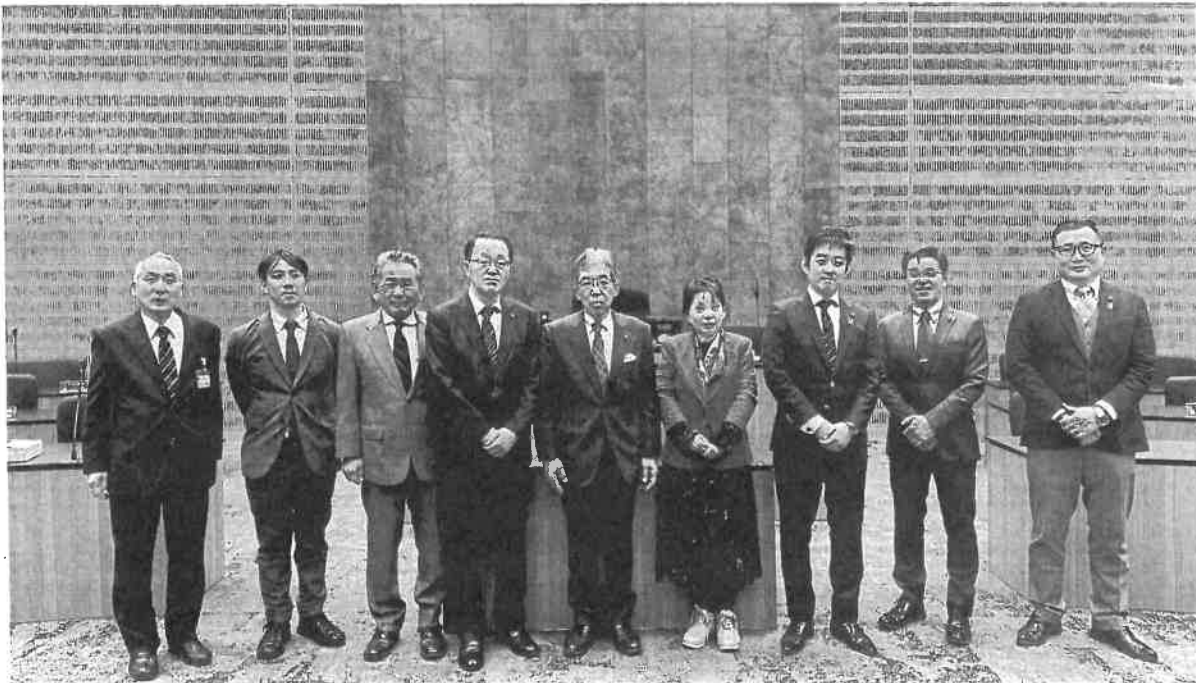


共創 ふくろい

2026

発行責任者
会派長 高木清隆
090-8736-2189

令和7年4月より会派名を改称しました。(改称前：自民公明クラブ)
会派だよりは政務活動費により発行いたしました。



令和8年度予算に係る会派別提言・要望への対応状況

令和8年1月現在

市政全般

● 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営と、事務事業の見直しを

【対応】 全事業の見直しや人件費の適正化、公共施設マネジメントの推進といった歳出の適正化を図るほか、ふるさと納税や税収基盤の強化による自主財源の確保などに努める。

職員の意識改革（ドミナントロジックの転換、業務の断捨離の意識付け等）を推進する。

● 安心できる子育て並びに教育環境の充実と、地域における包括支援の拡充を

【対応】 幼保小の円滑な接続や個別最適な学び・協働的な学びを実践し、子どもたちの「考える力」の育成に努める。

保護者や地域、育ちの森・幼児教育センターとの連携・協力を図りつつ園生活や様々な体験活動を充実させ、教育保育の質向上に努める。

こども若者家庭センターを中心に地域で切れ目のない包括支援体制の構築を進める。

● 市民の安全・安心の確保に向け、自然災害への備えと地域防災力の強化に向けた取組みを

【対応】 自主防災隊が保有する資機材の整備強化（共助）と家具固定や携帯トイレの備蓄等の家庭内減災対策（自助）、それらを推進支援する公助を継続する。また、被災者生活再建支援システムを導入し、被災者の生活再建支援体制の強化をする。

政策別

政策1 子どもがすこやかに育つまちを目指します

● 安心して子どもを産み、育てることが出来る環境の充実と支援の拡充を

【対応】 待機児童ゼロに向け保育所等の受け皿を整備し、就労状況に関わらず利用できる「子ども誰でも通園制度」を実施する。

保健師や子育て支援専門職が養育に不安を抱える家庭を訪問し、育児指導・個別相談など継続的支援を行う。また、子育て支援アプリに乳幼児健診の通知・予約機能の追加を目指す。

保育士が保育に専念できる支援やキャリアアップ研修等を実施するとともに、幼児教育アドバイザーによる訪問指導・研修等により、資質の向上を図る。



政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

● 市民の命と健康を守るため、誰もが安心できる地域医療、地域福祉体制の充実を

【対応】 「はいかいSOSネットワーク」の周知や認知症サポーターの育成等を行う。

居場所や介護予防体操（でん伝体操）等の普及のため地域のニーズを確認し、担い手や新たな場を増やすなど身近な場所での介護予防を支援する。

ひとり暮らしで買い物が困難であったり、調理が困難な方を対象に栄養バランスや食べやすさを工夫した食事の自宅への配食サービスを見守り確認を兼ねて行う。

中東遠地域の基幹病院として急性期医療を担う中東遠総合医療センターとその後方支援病院として回復期・慢性期医療を担う聖隷袋井市民病院の管理運営と整備に努める。

また、地域医療の一環として障がい者歯科診療体制の確保と地域住民への提供を目的とし、中東遠障がい者歯科医療研究会への市町負担金額を増額する。



政策3 快適で魅力あるまちを目指します

● 土地利用の促進と交通の利便性の向上を図り、発展し続けるまちづくりを

【対応】 都市計画マスタープランにおいて、人流や物流の促進、地域が持つ潜在的な活力を引き出す土地利用や、互いが連携できる便利で機能的なネットワークの形成などの方針を示し、変化を捉え将来へとつなげる持続可能な都市を目指す。

「袋井市みちプログラム」に基づき幹線道路整備を順次進める。街路整備事業は県が施行する田端宝野線を補完する大門沿道整備土地区画整理事業を推進し、県と連携しながら早期開通を目指す。また、広域幹線道路は関係市町と組織する期成同盟会などを通じ国・県への働きかけを行い促進を図る。

政策4 活力みなぎる産業のまちを目指します

● 市内企業、事業所、生産者の育成や多様な企業誘致による、魅力ある雇用機会の創出を

【対応】 産業立地事業費補助金をはじめとした優遇制度により、市内進出及び市内企業の移転・拡張を推進し、多様な企業誘致に向け産業団地開発に取り組む。また、中小企業等経営強化法や地域未来投資促進法に基づく企業支援を行う。

近年注目を集める陸上養殖をはじめとした、循環型社会の構築に寄与する先進的な産業や研究所等の誘致に取り組む。

政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します

● 袋井市子どもの移動経路に関する交通安全プログラムの着実な取組み推進を

【対応】 袋井市子どもの移動経路に関する交通安全プログラムに基づき、道路拡幅および歩道設置を実施するとともに袋井警察署等と連携を図り、道路区画線やグリーンベルトの修繕、新設を実施する。

政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

● 地域力の中核である自治会運営等にさらなる支援策の拡充を

【対応】 コミュニティ施設整備事業補助金や自治会運営交付金等により運営の支援を充実させ、併せて自治会加入を促す。



令和7年度の行政視察研修

共創ふくろいでは、袋井市の課題解決に資する先進事例を学ぶため、令和7年度行政視察研修を3回実施しました。

令和7年7月16日～17日

調布市【不登校支援への取り組み】

不登校の早期発見と支援体制の整備、東京学芸大学と連携した支援事業「SWITCH」など

府中市【いつでも、だれでも学習できる環境づくり】

市民ニーズの反映方法と生涯学習センター指定管理者の選考基準など

農林水産省【茶業及びお茶の文化振興に関する基本方針】

令和7年4月、今後の茶業振興政策や事業展開の指針として見直しされた基本方針の詳細

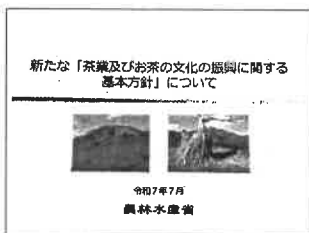
令和7年12月23日～24日

宇都宮市【農地流動化による農業活性化】

農地集積円滑化事業の成果と課題、農地バンク制度の活用と中核的農業者の育成など



不登校支援取り組み資料



令和7年7月 農林水産省

農林水産省【食料システム法】

食料の持続的な供給に関し合理的費用を考慮した価格形成のあり方と支援制度

令和8年1月14日～15日

周南市【公共施設再配置計画および道の駅ソレーネ周南】

施設統廃合の考え方、築年数や劣化状況、施設状態評価指標などに基づく長寿命化判断を定めた公共施設再配置計画について

まちと道の駅が一体で戦略的に連携し取組む道の駅ソレーネ周南の現状と将来



徳山駅



道の駅 ソレーネ周南案内板



共創ふくろい 会派代表質問

令和8年度予算編成方針を踏まえて

- ・ 行財政運営の再構築と令和8年度予算編成
- ・ 説明責任と情報発信の在り方

子どもが健やかに育つ環境の整備について

- ・ 公立小学校の教育環境整備
- ・ 教員支援と学校機能再構築

健康寿命の延伸と活力あるスポーツのまちづくりについて

- ・ 予防医療の推進と健康寿命延伸に向けた体制強化
- ・ スポーツ環境の改善

快適で魅力あるまちづくりに向けて

- ・ 土地利用の適正化
- ・ 太陽光発電設備設置に関する規制強化



令和7年11月定例会にて、質問や提言をいたしました

活力みなぎる産業のまちを目指して

- ・ 農業振興対策（農地中間管理事業）
- ・ 産業イノベーション推進事業の検証

安全・安心に暮らせるまちを目指し、共助の強化を

- ・ 線状降水帯による内水氾濫への対応
- ・ 防災訓練と地域防災体制の見直し
- ・ 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

市民がいきいきと活躍するまちづくりについて

- ・ 自治会DXと自治会支援
- ・ 独自の地域文化の発信と継承の取組み
- ・ 子ども・若者・女性に選ばれるまちづくり



共創ふくろいメンバー 一般質問

市民がいきいきと活躍するまちづくりについて

子どもがすこやかに育つまち — 教育・保育 —

- 誰もが安心して搾乳できる環境づくり
- デジタル教育の現状
- 小中学校体育館への空調設備設置
- 幼稚園の再編
- 保育所等の入所に係る利用調整指数への「小学校区」加算
- 共同親権制度の施行を見据えた支援体制と行政運用
- 放課後児童クラブの運営
- 県立高の在り方にかかる地域協議会開催に向けて



安全・安心に暮らせるまち — 防災・減災 —

- 学校の防犯体制見直し
- 減災推進、水害対策、避難所設置の重要性
- 農業を守る防災と気候変動対策
- 海の安全宣言と沿岸部の復活
- 笠原小学校敷地内の急傾斜地崩壊対策



快適で魅力あるまち — 交通・都市環境 —

- リチウムイオン電池分別回収の体制整備と周知
- 家庭・地域における蛍光灯の使用と今後の対応
- 木質バイオマス発電施設の今後に向けて
- 市道「湊川井線」における歩行者・自転車の安全確保
- 上水道水温上昇の実態把握と実証的対策
- 可燃ごみ削減プロジェクトにおける草木回収所の利用拡大



市民がいきいきと活躍するまち — 文化・まちづくり —

- 宇刈里山公園と千鳥ヶ谷池の整備
- 男女共同参画の推進
- 袋井市公共施設等総合管理計画の見直しに向けて
- 市内コミュニティセンターの長寿命化と維持管理
- 第3次総合計画における市民感覚・市民力を捉える指標の導入
- 関係人口と共創によるまちづくりに向けて



健康長寿で暮らしを楽しむまち — 健康・福祉 —

- 高血圧ゼロのまちづくりを目指して
- 日本一健康文化都市実現に向けた施策
- 認知症に寄り添うケア推進と見守り支援の質向上
- 持続可能な障がい者歯科診療の体制構築
- 不妊治療の支援

活力みなぎる産業のまち — 商工業・農業 —

- 熱中症対策義務化に伴う労働体制整備と支援
- 物価高騰下における中小企業の価格転嫁支援
- エコパの有効活用と学生スポーツ合宿の誘致
- 国道150号線を軸とした広域観光誘致ビジョン
- 成長戦略を踏まえた企業誘致の重点化と補助制度の検証
- 茶振興に係る企業との連携
- 茶業の振興と荒廃農地対策
- 袋井市農業振興ビジョンの成果と今後の方向性
- 農村環境の保全に向けた取組
- 農業の人づくりと稼げる農家の確立
- 地元要望対応の現状と今後の方向性



共創ふくろいのメンバーです

 たか きよ 隆 高木 清隆 会派長 自治会=大門 議会運営委員会 委員長 建設経済委員会 委員	 やま たか こ 山田 貴子 自治会=下山梨 予算決算委員会 委員長 民生文教委員会 委員 議会運営委員会 委員 総合健康センター将来構想特別委員会 副委員長	 さ の たけ じ 佐野 武次 議長 自治会=東同笠 総務委員会 委員	 むら い かつ ひこ 村井 勝彦 自治会=下貫名 監査委員 建設経済委員会 委員	
 すず き よし かず 鈴木 賢和 自治会=松原 民生文教委員会 委員 広報広聴委員会 副委員長 議会運営委員会 委員	 おお た ゆう すけ 太田 裕介 自治会=春岡 総務委員会 委員長 議会運営委員会 委員 総合健康センター将来構想特別委員会 委員	 なつ め ゆき ひこ 夏目 幸彦 自治会=岡崎下区 総務委員会 委員 広報広聴委員会 委員	 もり おか ひろ き 森岡 弘記 自治会=諸井 民生文教委員会 委員 総合健康センター将来構想特別委員会 委員	 むら まつ たか のり 村松 孝師 自治会=小山 建設経済委員会 委員 総合健康センター将来構想特別委員会 委員